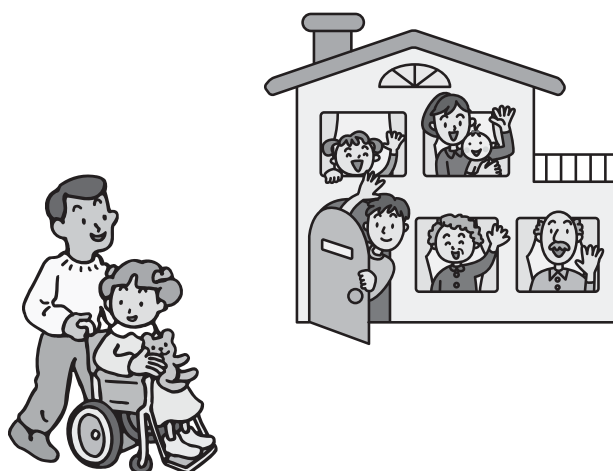


ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画

障害者計画

平成18年度～平成20年度



文京区

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せをはぐくみ、真の「地域福祉」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、障害者計画や高齢者・介護保険事業計画等の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

目 次

第1章 障害者計画の改定に当たって	1
1 計画改定の背景と趣旨	1
2 計画改定の検討体制	1
3 計画の構成	2
4 計画の期間	2
5 計画の進行管理	3
第2章 計画の考え方	4
1 基本理念	4
2 基本目標	4
第3章 現状と課題	5
1 障害者・障害児の現状	5
2 実態・意向調査結果と課題	10
第4章 計画事業と目標	27
1 計画の目標	27
2 基本的考え方	27
3 計画の体系	29
4 計画事業	33
【資料編】	
資料1 障害者（児）福祉関係施設一覧	59
資料2 障害福祉サービス等の実績と見込量	61
資料3 計画改定の検討体制・経過	64

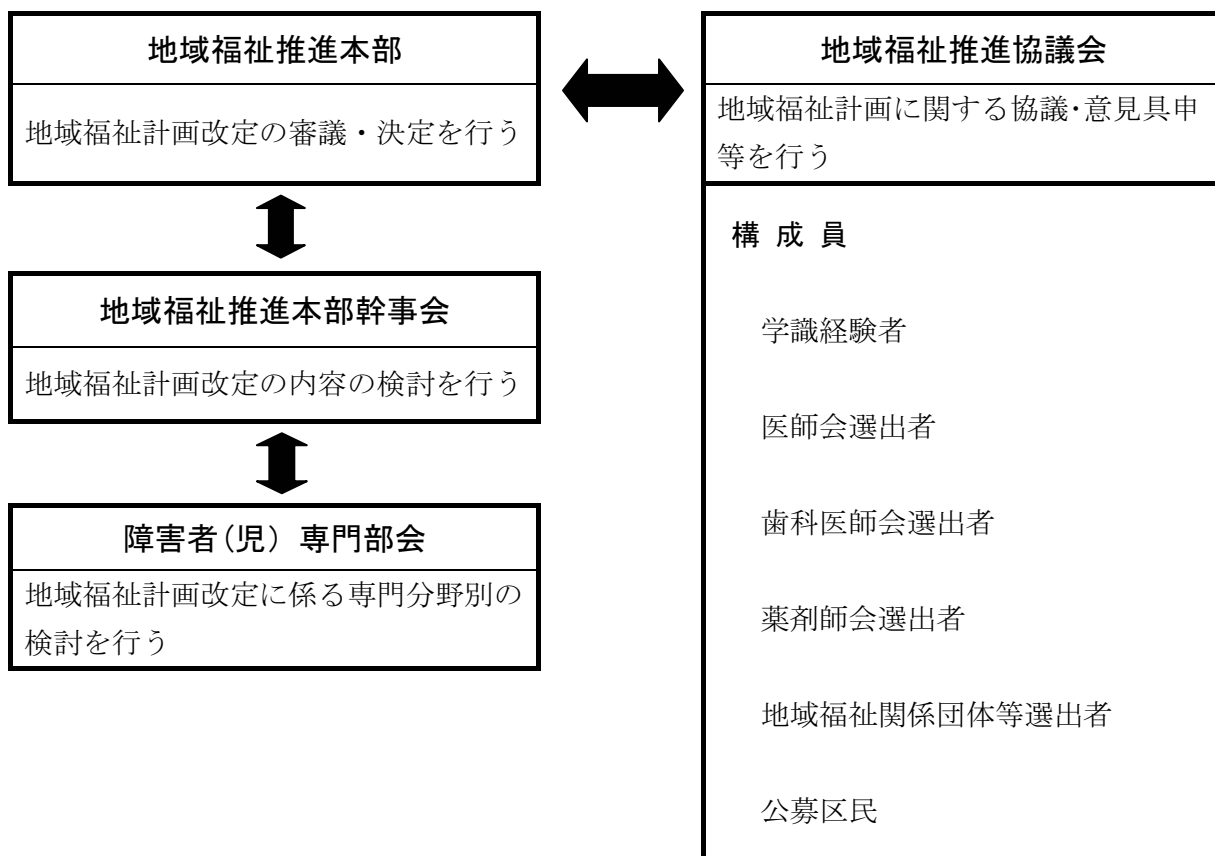
第1章 障害者計画の改定に当たって

1 計画改定の背景と趣旨

- 平成15年4月から、障害者自らがサービス内容や事業者を選択し、契約によって利用する支援費制度がスタートしました。新制度3年を経て、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。
- 障害者自立支援法第88条では、市町村は国が定めた基本指針に即して障害福祉計画を定めるものとしています。そこで、本区では文京区地域福祉計画の分野別計画の一つとして、同法による障害福祉計画を包括した障害者計画を策定します。

2 計画改定の検討体制

【図表】 1-1 検討体制の組織図



3 計画の構成

- 地域福祉計画全体の構成は【図表】1-2のとおりです。計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標等の総論部分は全分野に共通で障害者（児）を対象とする計画部分が本計画の固有部分となります。
- 本計画は、地域福祉計画の中の障害者計画の改定版であると同時に、障害者基本法第9条第3項に基づく「障害者計画」、及び障害者自立支援法第88条に基づく「障害福祉計画」としての性格も有しています。

【図表】1-2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	・改定趣旨・背景・検討体制・計画期間・進行管理				
基本的考え方	・基本理念 ・基本目標				
現状と課題	・地域特性等				
分野別計画	子ども	高齢者 介護保険	障害者（児）	地域保健医療	地域福祉
	（次世代育成支援計画） 子育て支援計画	高齢者・介護保険事業計画	障害者計画（障害福祉計画）	保健計画	地域福祉の推進
	16年度策定済	17年度策定済	18年度改定	17年度策定済	17年度策定済

4 計画の期間

- 本計画は平成18年度から20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。

5 計画の進行管理

- 進捗状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。
- 地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。

第2章 計画の考え方

1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーション*の理念に基づき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

(4) 区民参画及び協働の推進

区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主体的に参画し、協働することを推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。

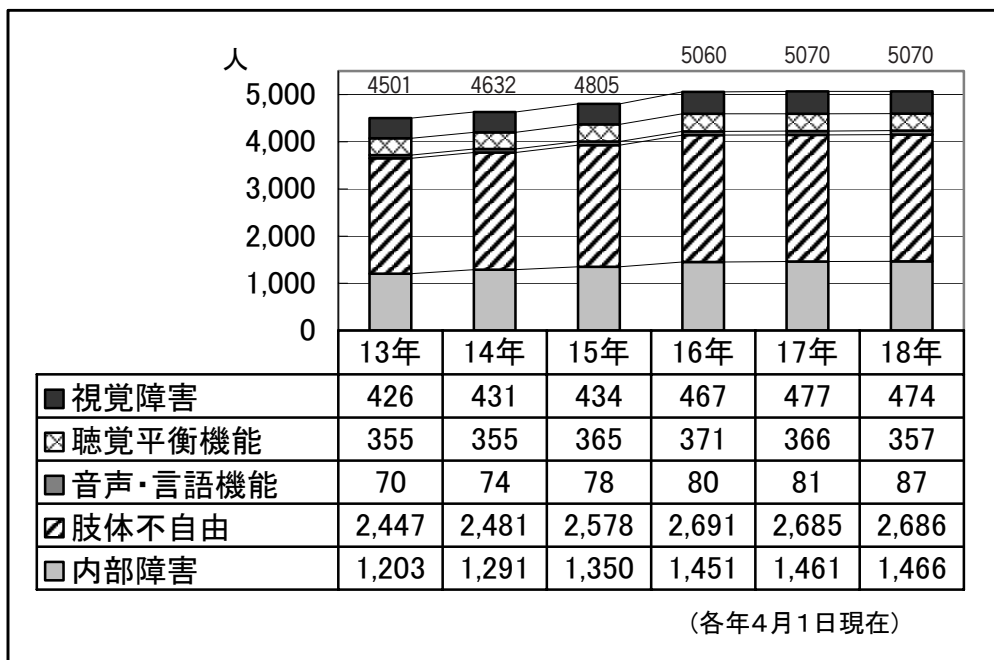
ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

第3章 現状と課題

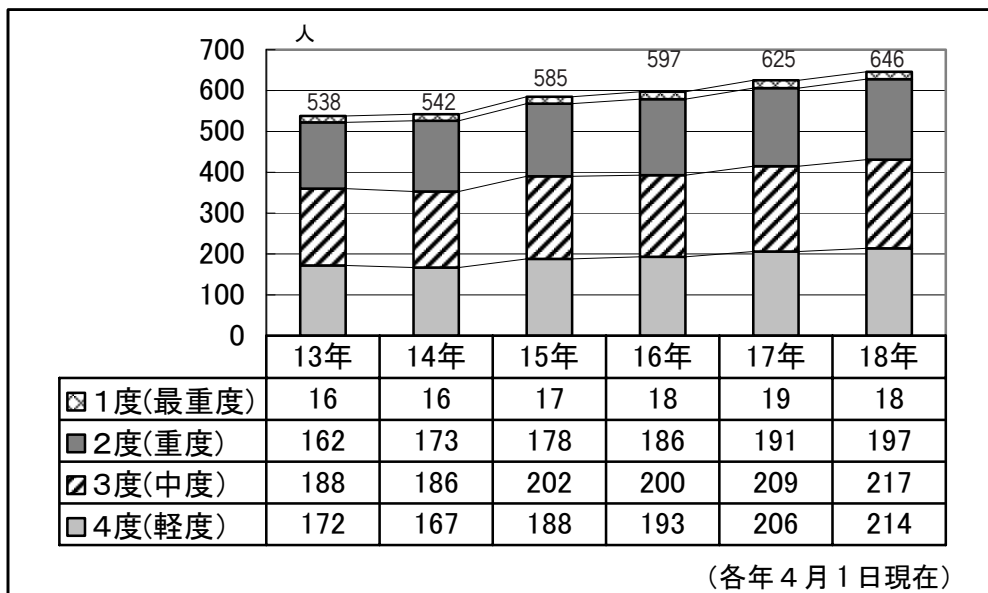
1 障害者・障害児の現状

- 本区の障害者、障害児の数は、平成18年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が5,070人、愛の手帳所持者（知的障害者）が646人、精神障害者保健福祉手帳所持者が544人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の81.9%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の66.7%を占めています。
- 手帳所持者数を5年前の平成13年と比較すると身体障害者手帳所持者が12.6%、愛の手帳所持者が20.1%の増加となっています。身体障害者手帳では、数では内部障害が最も増加し（263人）、増加率でも内部疾患が最も増加しています（21.9%）。愛の手帳では、数、割合とも4度の増加が顕著です（42人、24.4%増）。精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成17年と比較すると8.6%増加しています。
- 身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の51.6%を占めており、障害の重度化の傾向が見られます。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約半数を占めており（43.7%）、身体障害者の高齢化の傾向をうかがうことができます。
- 愛の手帳所持者のうち、1・2度の手帳所持者の割合は、全体の33.3%であり、5年前の33.1%に比べると微増しています。
- 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法第45条により、平成7年10月から交付されています。一方、障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成18年4月1日現在1,257人で、5年前の精神保健福祉法による通院医療費公費負担制度の利用者（1,010人）と比較すると24.4%の増加となっています。

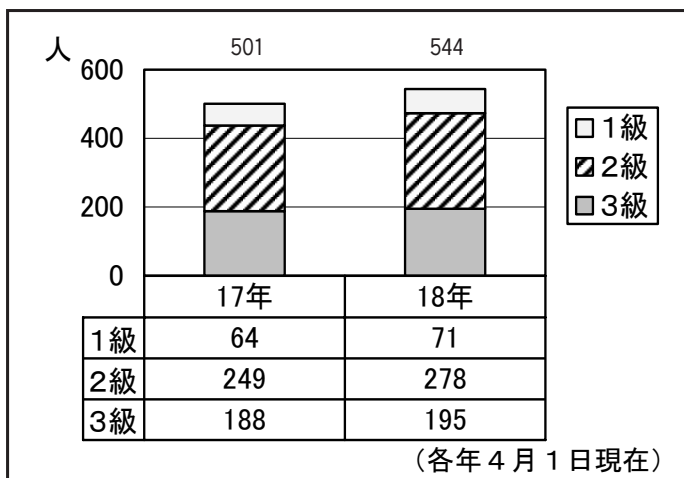
【図表】 3－1 身体障害者手帳所持者数の推移



【図表】 3－2 愛の手帳所持者数の推移



【図表】 3-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



○ 平成18年4月1日現在の施設への入所者は、下表のとおりとなっています。

【図表】 3-4 更生施設等入所者数 (平成18年4月1日現在)

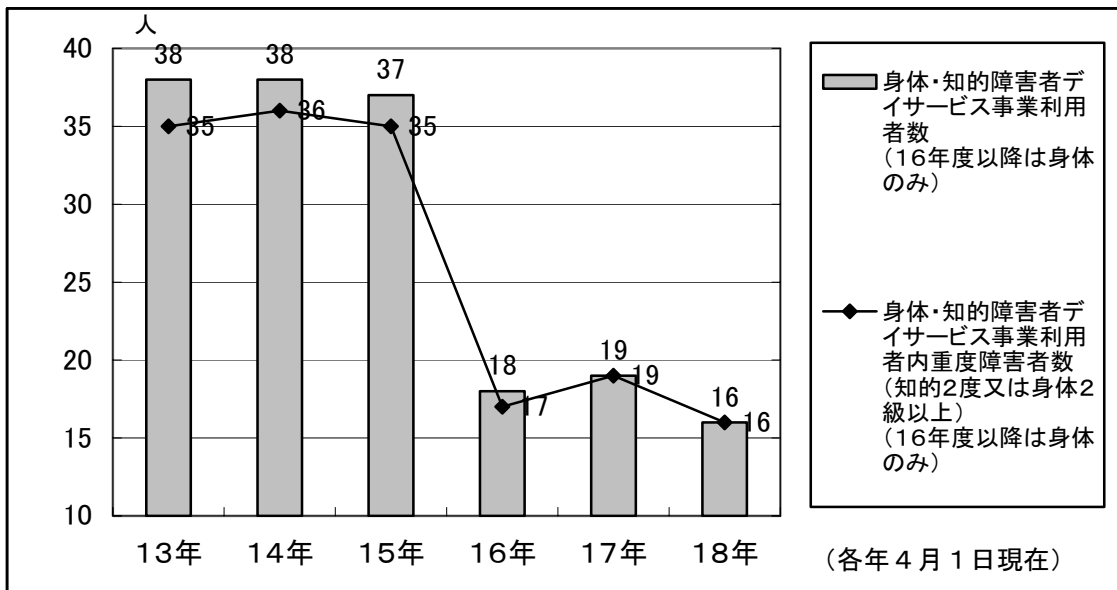
		都内	都外	合計
身体障害者	更生施設	4人	3人	7人
	授産施設	4人	0人	4人
	療護施設	3人	2人	5人
	計	11人	5人	16人
知的障害者	更生施設	34人	60人	94人
	授産施設	5人	2人	7人
	通 勤 寮	2人	0人	2人
	計	41人	62人	103人

○ 平成15年度から支援費制度が導入され、文京福祉センター成人指導訓練部門は、支援費制度に基づく身体・知的障害者デイサービス事業に変更となりました。重度化率（身体2級以上）は、平成18年4月1日現在100%となっています。

文京福祉センターにおける身体・知的障害者デイサービス事業利用者数及び療育相談件数の推移は、次のとおりです。

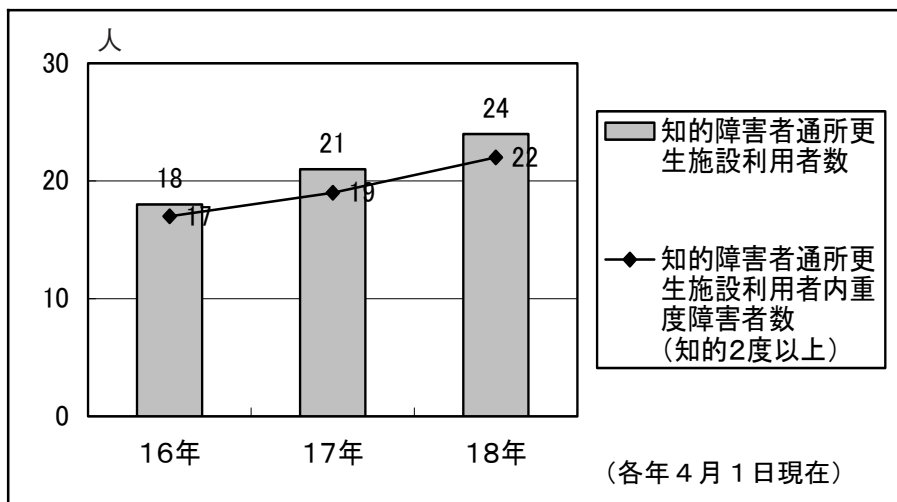
なお、平成16年度に知的障害者通所更生施設である本郷福祉センターを開設し、知的障害者デイサービス事業を移管したため、同年度から文京福祉センターにおいては身体障害者デイサービス事業だけを実施しています。

【図表】 3-5 文京福祉センター障害者デイサービス事業利用者数の推移



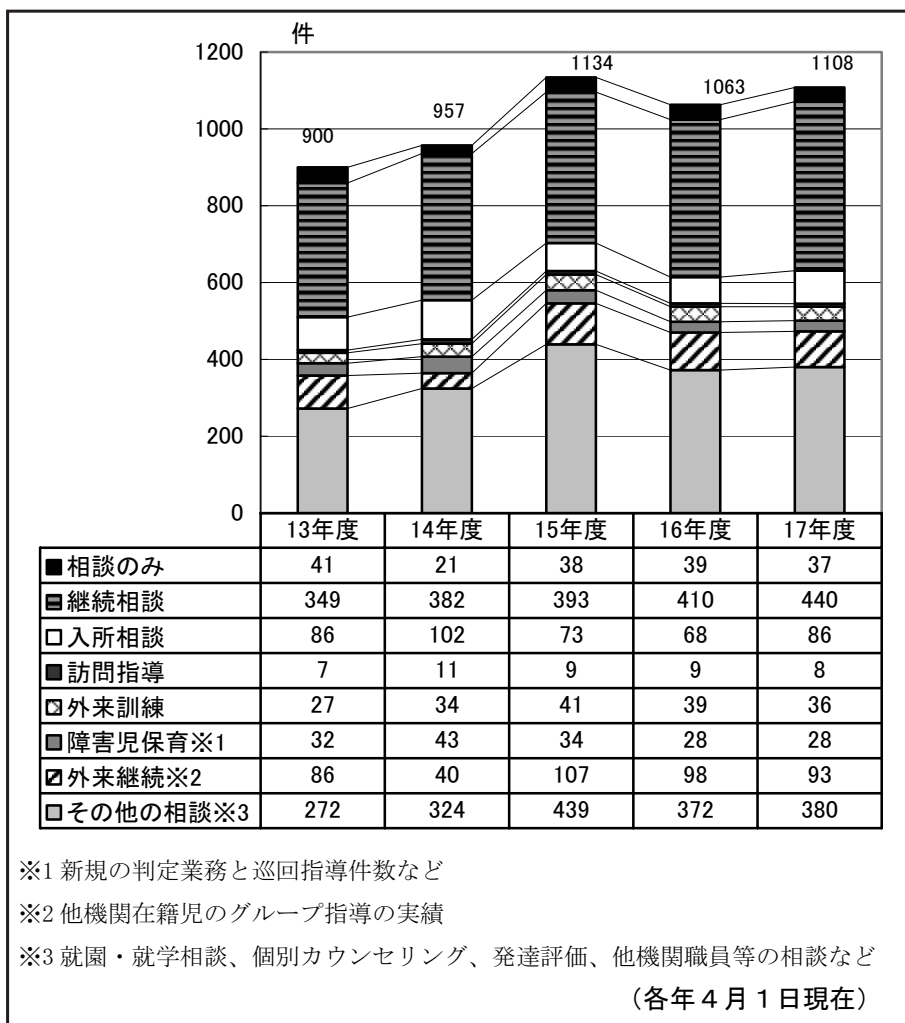
注) 平成16年度から知的障害者は本郷福祉センターの通所更生施設へ移行

【図表】 3-6 本郷福祉センター知的障害者通所更生施設利用者数の推移



○ 療育相談の件数は、平成17年度1,108件となっています。保健サービスセンター、保育園からの相談が中心となっていますが、医療機関等からの相談も増えています。

【図表】 3-7 文京福祉センターの療育相談件数の推移



○ 文京福祉センターの児童デイサービス事業への通所児童数は、平成18年4月1日現在25人（一日あたりの定員17人）となっています。療育相談における継続相談件数の増加に伴い、通所が必要な児童の増加が見込まれます。

2 実態・意向調査結果と課題

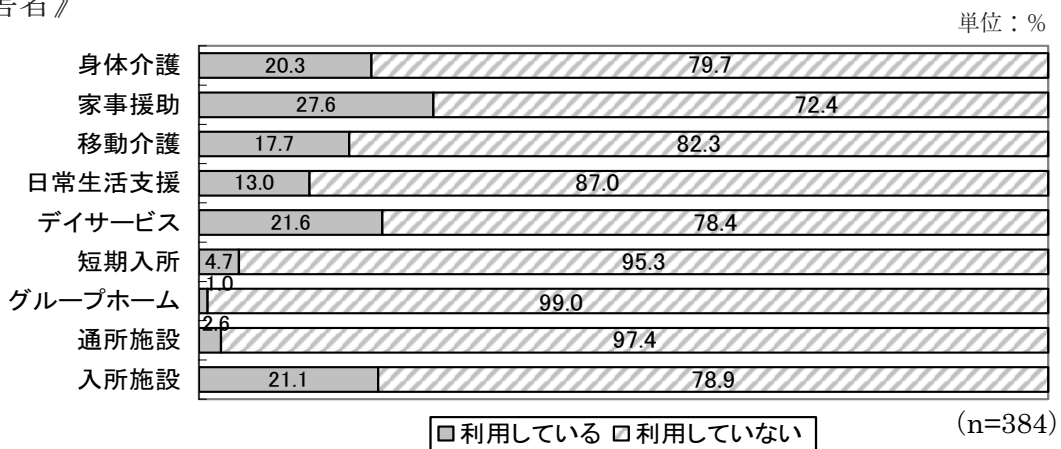
本計画の策定に向け、区内の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児の生活実態、障害者福祉サービスの利用状況及び障害者福祉施策への意向を把握するため、平成18年1月に障害者（児）実態・意向調査を実施しました。その結果の概要と調査結果等から得られた課題は、次のとおりです。

(1) 障害者の地域自立生活への支援

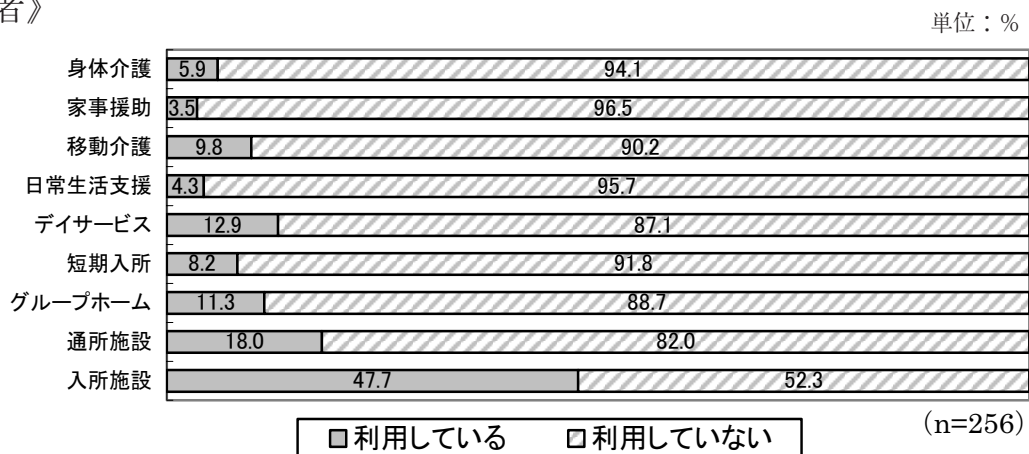
① 支援費制度利用者のサービス利用

- 身体介護等の支援費制度の各サービスの利用について聞いたところ、身体障害者では「家事援助」の27.6%が最も高く、以下「デイサービス」、「入所施設」、「身体介護」で20%程度、他のサービスでは20%未満であった。また、「利用していない」は各サービスとも70%から80%前後であった。
- 知的障害者のサービス利用では、「入所施設」が47.7%と高く、次いで「通所施設」18.0%、「デイサービス」12.9%、「グループホーム」11.3%となっている。一方「利用していない」は、「入所施設」を除くといずれのサービスも90%前後であった。

《身体障害者》



《知的障害者》



② 支援費制度未利用者の利用意向

- 支援費制度未利用者に対する今後の利用意向についてみると、身体障害者については、「利用したい」が家事援助で13%と最も多いが、「利用したいと思わない」がおおむね30%前後で「利用したい」を上回っている。
- 知的障害者については、「利用したい」が「通所施設」、「短期入所」で30%前後、その他のサービスでは、「移動介護」24.2%、「グループホーム」23.7%を除き、20%に満たない。

《身体障害者》

単位：%

身体介護	10.6	32.4	40.3	16.7
家事援助	13.0	28.3	42.0	16.7
移動介護	12.8	28.5	42.0	16.7
日常生活支援	10.9	28.3	43.7	17.1
機能訓練中心	6.5	28.7	46.9	17.9
創作活動中心	5.1	29.2	47.6	18.1
短期入所	6.3	29.5	46.1	18.1
グループホーム	2.4	32.4	47.1	18.1
通所施設	3.6	30.4	47.6	18.4
入所施設	3.4	31.6	46.1	18.8

利用したい 利用したいと思わない わからない 無回答

《知的障害者》 単位：%

(n=414)

《知的障害者》

単位：%

身体介護	7.0	22.0	29.0	42.0
家事援助	17.2	18.8	26.3	37.7
移動介護	24.2	14.5	23.7	37.6
日常生活支援	19.9	16.1	26.3	37.7
機能訓練中心	16.7	15.6	25.8	41.9
創作活動中心	19.9	13.4	26.3	40.4
短期入所	29.0	12.9	25.8	32.3
グループホーム	23.7	13.4	26.9	36.0
通所施設	30.1	14.5	24.7	30.7
入所施設	9.7	21.0	28.0	41.3

利用したい 利用したいと思わない わからない 無回答

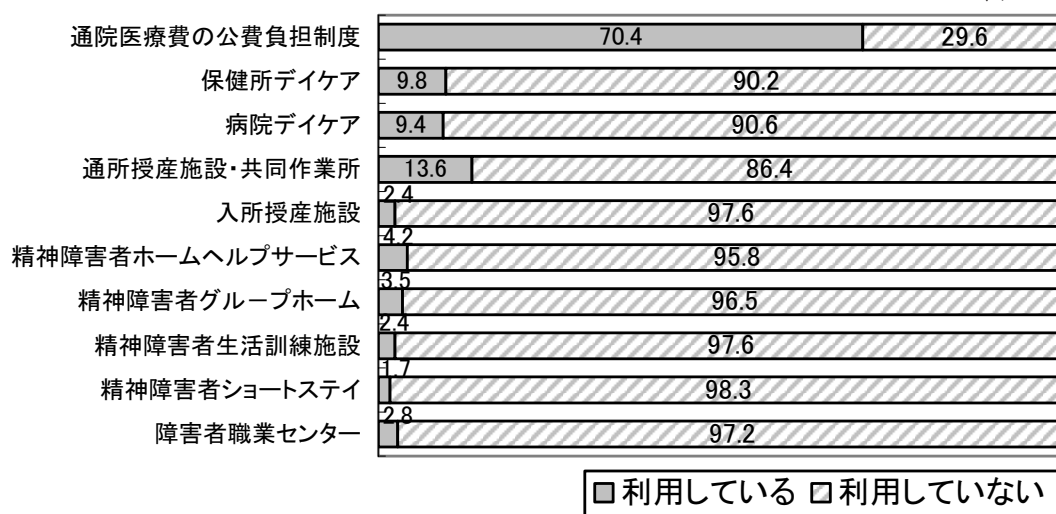
(n=186)

③ 精神保健福祉施策の利用状況・意向

- 精神障害者の精神保健福祉施策の利用状況をみると、「通院医療費の公費負担制度」が70.4%と高く、次いで「通所授産施設・共同作業所」の13.6%、その他は10%に満たない。また、各施策の未利用者に、今後利用したい施策について尋ねたところ、「通院医療費の公費負担制度」の9.4%が最も高く、その他の施策の利用意向は5%前後となっている。

《利用状況》

単位：%



(n=287)

《利用意向》

単位：%



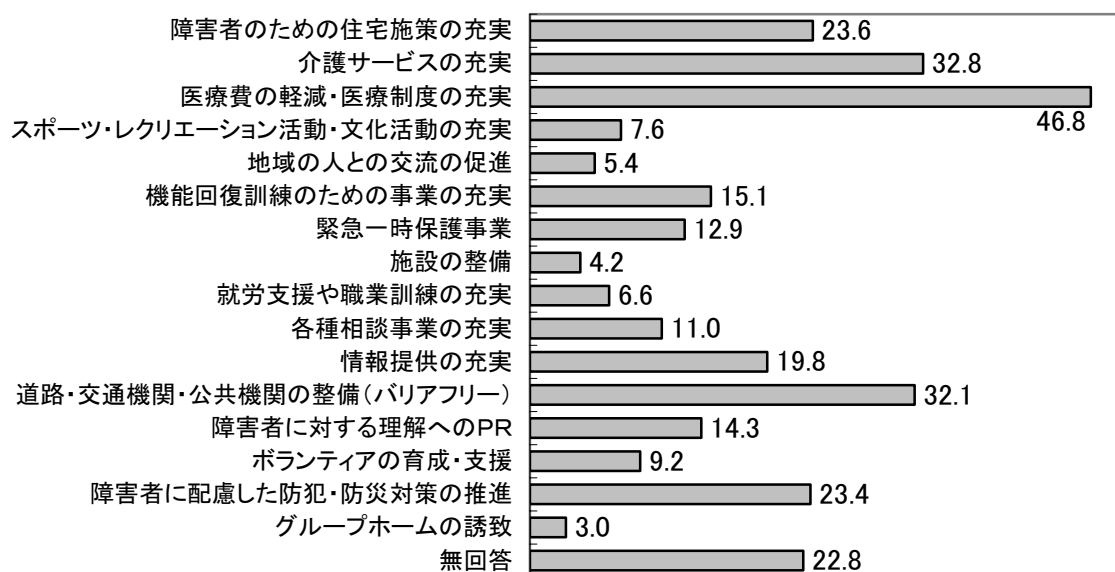
(n=287)

④ 区政への要望と充実を望む精神保健福祉施策

- 「医療費の軽減・医療制度の充実」、「医療を受けやすくして欲しい」等、医療に対する要望がいずれの障害者調査において最も高かった。
- 介護サービス等については、身体障害者が「介護サービスの充実」で32.8%、知的障害者では「グループホームの誘致」28.7%、「緊急一時保護事業」28.0%、「介護サービスの充実」27.6%と、3割前後に介護サービス充実の要望がある。
- 各障害者の支援費制度のサービス、精神保健福祉施策の利用は、知的障害者の「入所施設」及び精神障害者の「通院医療費の公費負担制度」を除き、全般的に30%に満たない数値となっている。また、サービス未利用者の今後の利用意向では、個別には知的障害者の約30%が利用したいとするサービスがあるものの、全体的には低い数値となっている。一方で、区政への要望等では、30%前後がサービスの充実（介護サービス、グループホーム、緊急一時保護）を望んでおり、利用意向の有無とは別にサービスの充実が望まれている。

《身体障害者》

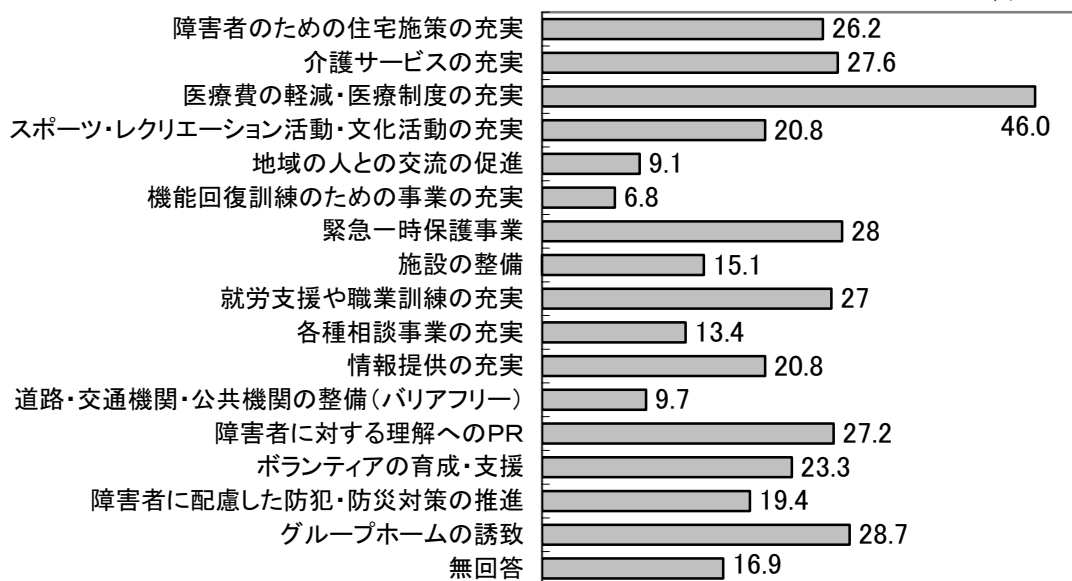
単位：%



(n=1,019)

《知的障害者》

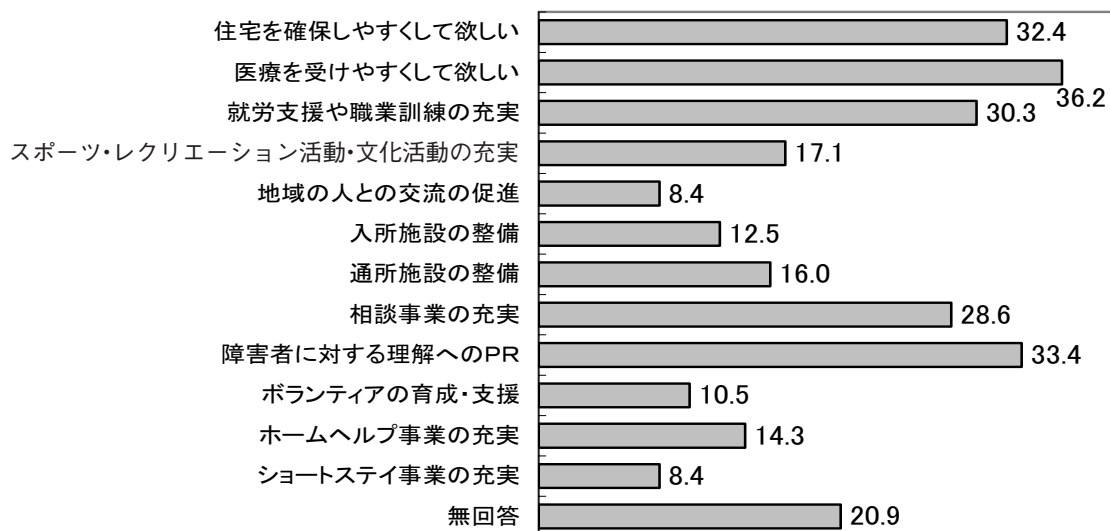
単位：%



(n=485)

《精神障害者》

単位：%

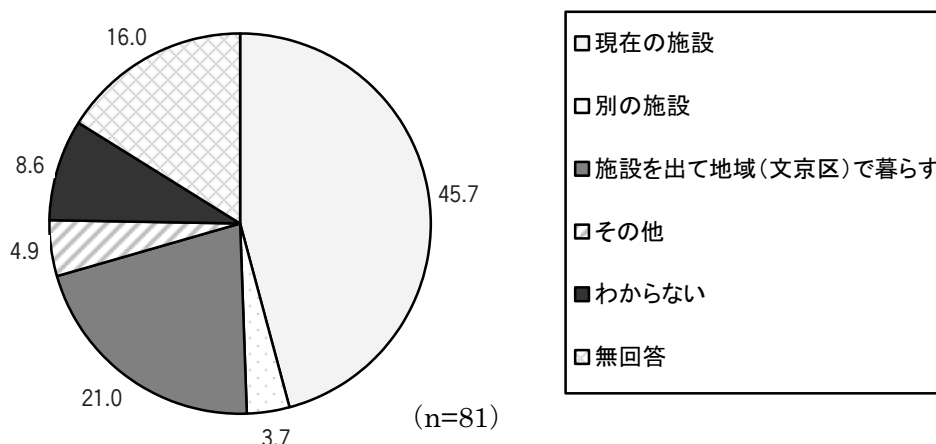


(n=287)

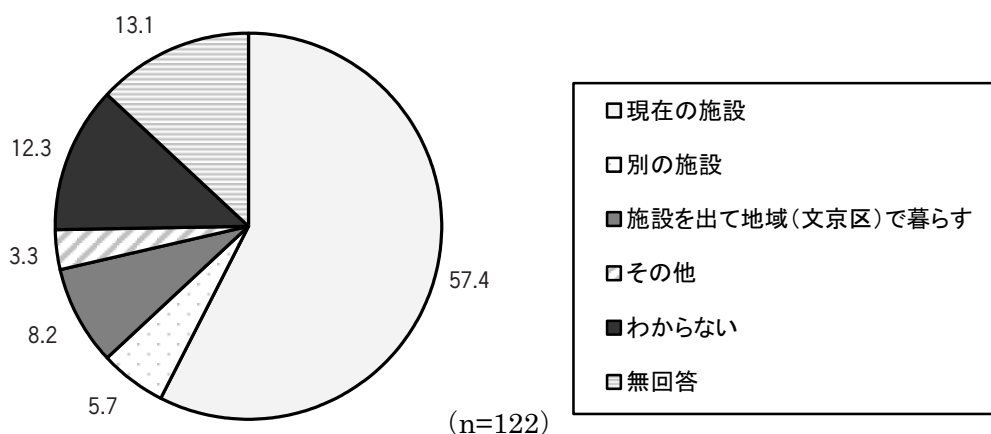
⑤ 施設入所者の意向

- 施設入所者の今後の生活場所についてみると、身体障害者で45.7%、知的障害者で57.4%とほぼ半数が「現在の施設」としている。施設を退所して「文京区で暮らす」は、身体障害者で21.0%、知的障害者で8.2%である。
- 施設で生活したい理由では、「退所後の援助者がいない」、「健康面などで不安」、「今の在宅サービスでは自立生活ができない」との回答が多い。
- 施設から地域での生活への移行を推進していくためには、退所後の居宅で受けるサービスの充実、地域での支援体制の整備が望まれている。

《今後の生活場所・身体障害者》 単位：%

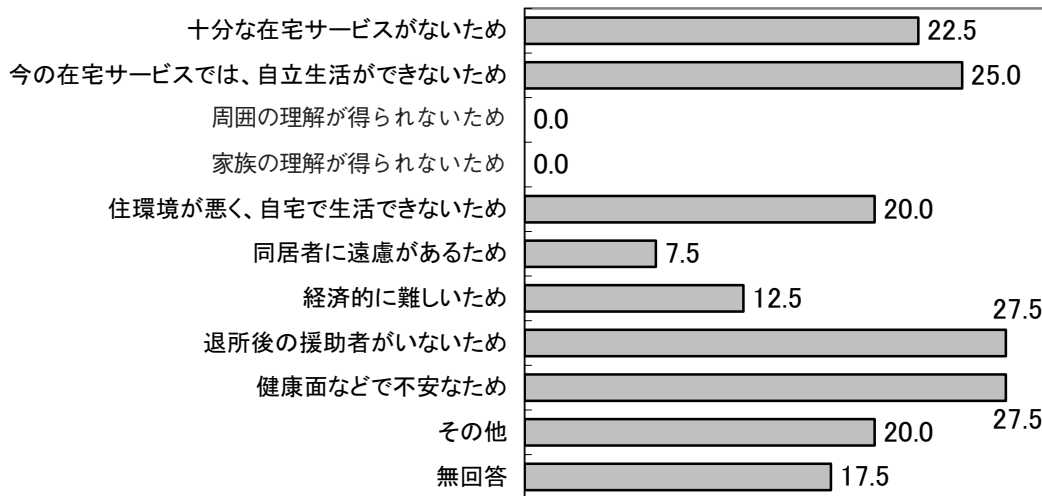


《今後の生活場所・知的障害者》 単位：%



《施設で生活したい理由・身体障害者》

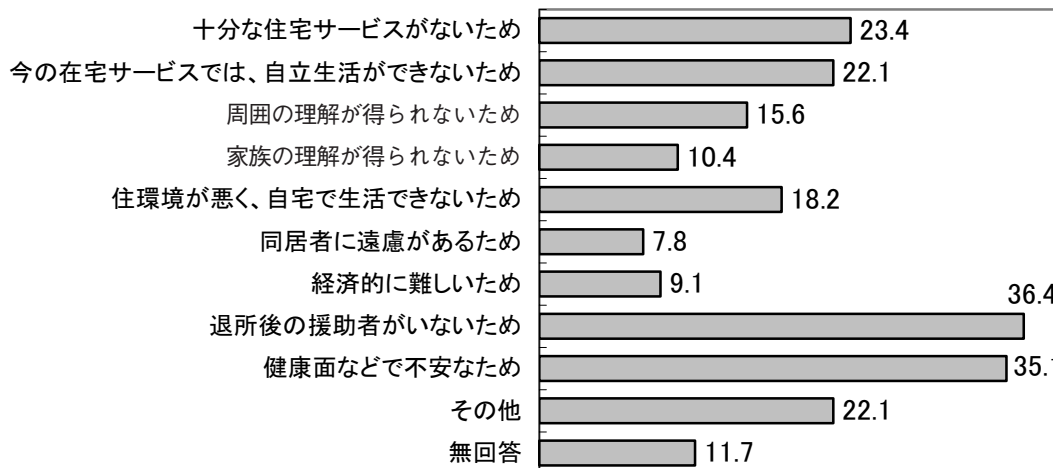
単位：%



(n=40)

《施設で生活したい理由・知的障害者》

単位：%



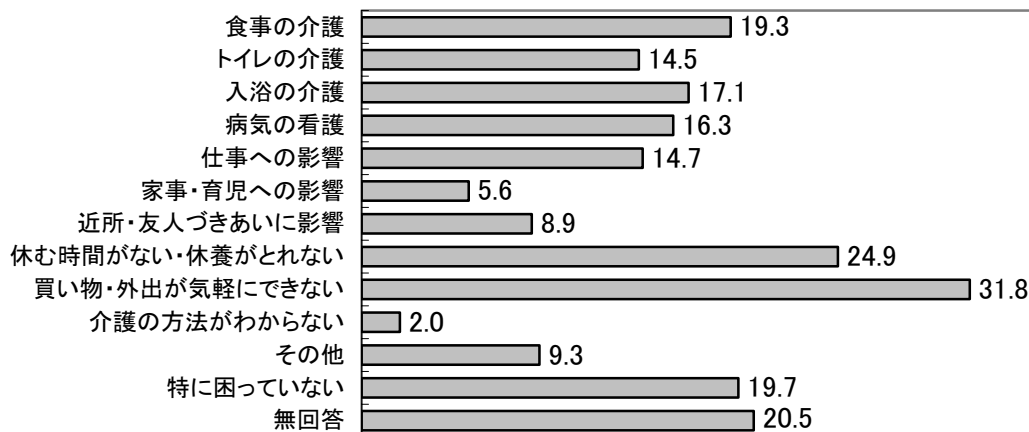
(n=77)

⑥ 介護で困っていること

- 介護で困っていることについて聞いたところ、身体障害者、知的障害者とも「買い物・外出が気軽にできない」（身体障害者31.8%、知的障害者44.8%）、次いで「休む時間がない・休養がとれない」（身体障害者24.9%、知的障害者36.9%）、となっている。
- 一方、精神障害者では、「経済的負担が大きい」25.4%、「休む時間がない・休養がとれない」18.1%、「病気の理解ができない」17.4%の順に高い。
- 介護については、介護者自身の活動時間や休養時間の確保で困っており、身体的・精神的・経済的な介護負担感も全体的にみて「高い」と感じていることから、介護者の介護負担軽減やニーズにも対応できるサービスの提供・充実が望まれている。

《介護で困っていること・身体障害者》

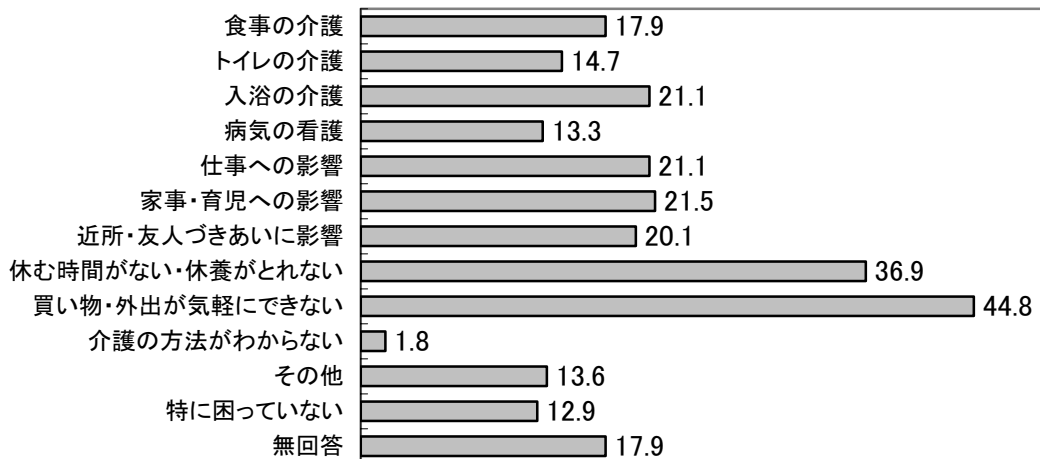
単位：%



(n=503)

《介護で困っていること・知的障害者》

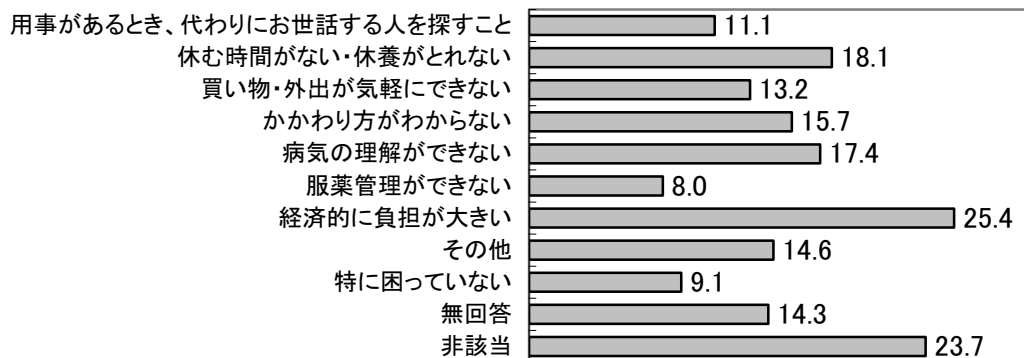
単位：%



(n=279)

《介護で困っていること・精神障害者》

単位：%



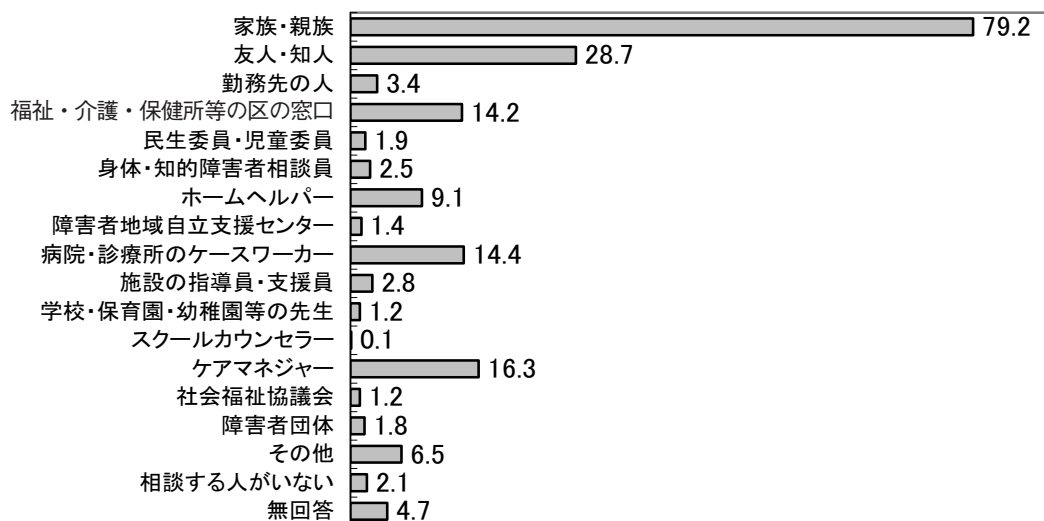
(n=219)

⑦ 相談の相手・内容

- 主な相談相手は、「家族・親族」との答えが多いが、家族以外では、精神障害者の74.2%が「主治医」、身体障害者では、「ケアマネジャー」16.3%、「病院のケースワーカー」14.4%となっている。知的障害者では、「施設の指導員・支援員」28.2%、「区の窓口」16.5%、「学校・幼稚園・保育園等の先生」15.3%となっている。
- 充実を望む精神保健福祉施策では、精神障害者の28.6%が「相談事業の充実」を望んでいる。さらに、相談内容では、「病気・障害の状態」、「日常生活」等が高い。
- 地域での自立生活を確保していくため、専門的な相談にも対応できる相談体制の強化が望まれている。

《主な相談相手・身体障害者》

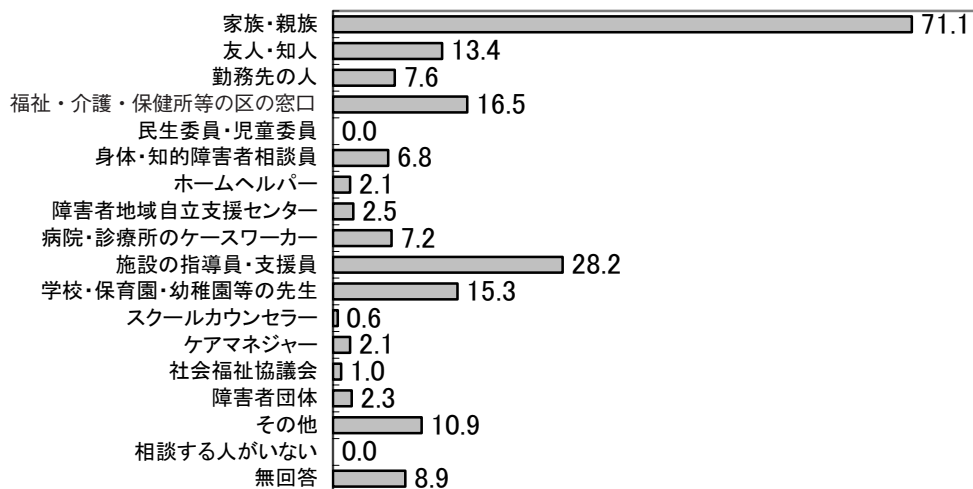
単位：%



(n=1,019)

《主な相談相手・知的障害者》

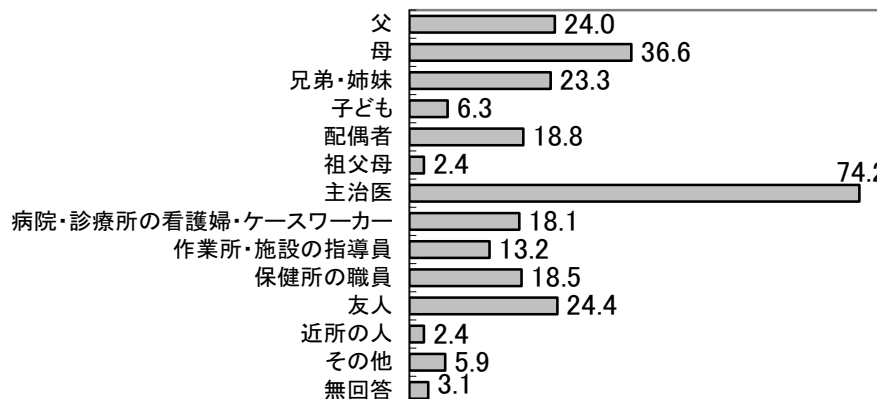
単位：%



(n=485)

《主な相談相手・精神障害者》

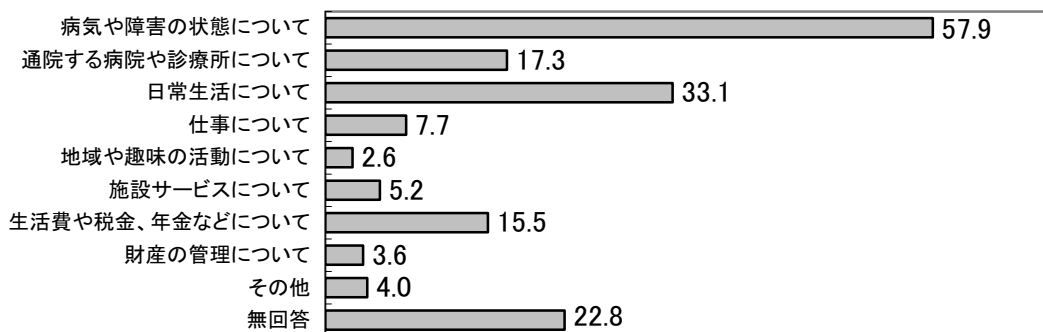
単位：%



(n=287)

《相談内容・身体障害者》

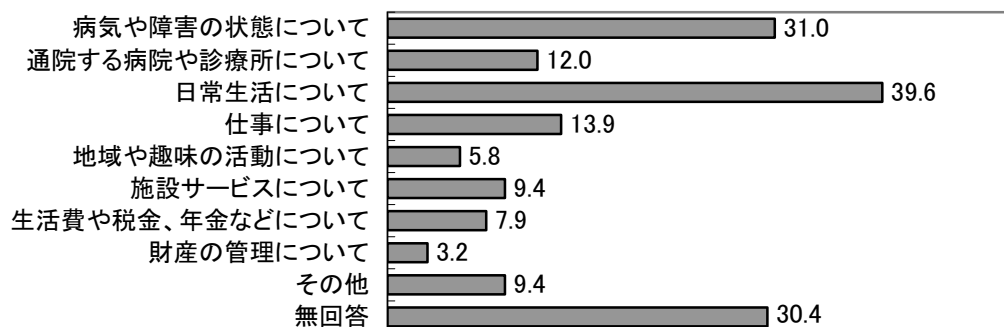
単位：%



(n=1,019)

《相談内容・知的障害者》

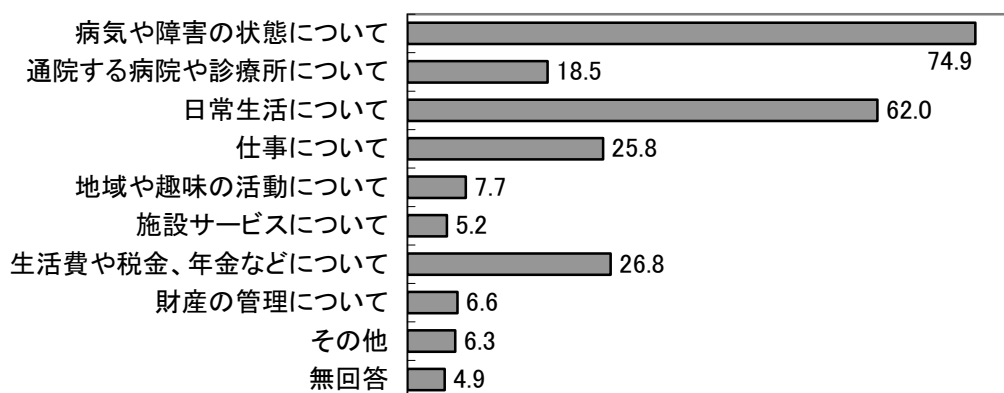
単位：%



(n=485)

《相談内容・精神障害者》

単位：%



(n=287)

(2) 就労への支援

- 身体障害者の一般企業への就労希望は、12.9%であり、年齢別にみると10歳未満で44.4%、10歳代で100%、20歳代で35%、30歳代で42%とその比率が高い。
- 知的障害者の就労希望は、23.9%となっているが、20歳未満の若年層の50%前後が就労を希望している。
- 精神障害者では、27.9%が就労を希望しており、充実を望む精神保健福祉施策でも、30.3%が「就労支援・職業訓練の充実」と回答している。
- 障害者の自立生活を促進していく上で、就労希望者に対する就労支援への期待は高い。
- 一般企業就職のための必要事項としては、「自分の意欲」という本人に関わる課題のほか、「就労に結びつく技術・知識の取得」、「障害特性にあった多様な仕事・就労形態」、「上司や同僚の理解と協力」、「ジョブコーチ*等就労を支援する援助者」といった就労のための周辺環境の整備への期待も高い。

ジョブコーチ 障害者が働く職場に出向いて、作業効率やコミュニケーション等の課題を改善し、職場に円滑に適應するためのきめ細かな支援を行うこと、または行う者（職場適應援助者）。

《一般企業への就労希望》

	希望する	希望しない	現在一般企業 で働いている	無回答	
身体障害者	12.9	70.1	6.7	10.4	
年齢別	0～9歳	44.4	27.8	0.0	27.8
	10～19歳	100.0	0.0	0.0	0.0
	20～29歳	35.0	35.0	20.0	10.0
	30～39歳	42.4	36.4	15.2	6.1
	40～49歳	25.5	34.5	29.1	10.9
	50～59歳	25.2	52.3	17.1	5.4
	60～69歳	12.1	71.8	7.3	8.7
	70～79歳	6.4	80.9	1.7	11.0
知的障害者	23.9	53.2	7.6	15.3	
年齢別	0～9歳	47.5	32.2	0.0	20.3
	10～19歳	56.6	28.9	0.0	14.5
	20～29歳	12.1	62.1	17.2	8.6
	30～39歳	17.0	63.0	12.0	8.0
	40～49歳	8.8	59.6	10.5	21.1
	50～59歳	12.1	63.8	6.9	17.2
	60～69歳	14.6	62.5	2.1	20.8
	70～79歳	0.0	83.3	0.0	16.7

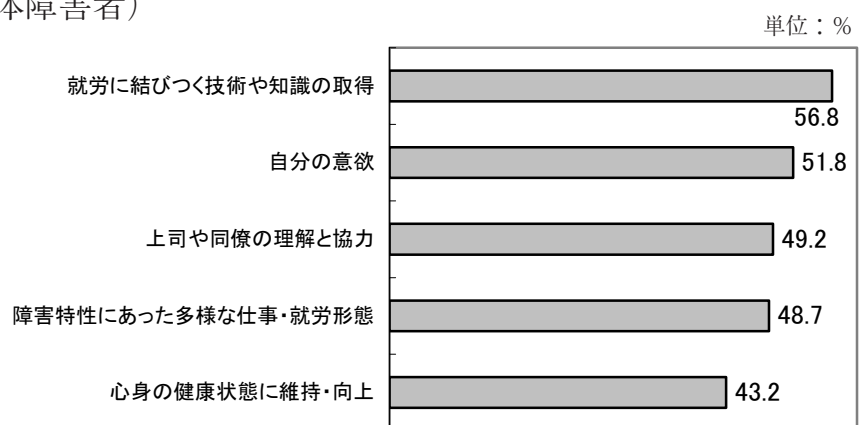
(身体障害者 n=1,019、知的障害者 n=485)

	希望する	希望しない	現在一般 企業で働い ている	わからない	無回答
精神障害者	27.9	33.5	3.8	29.6	5.2

(精神障害者 n=287)

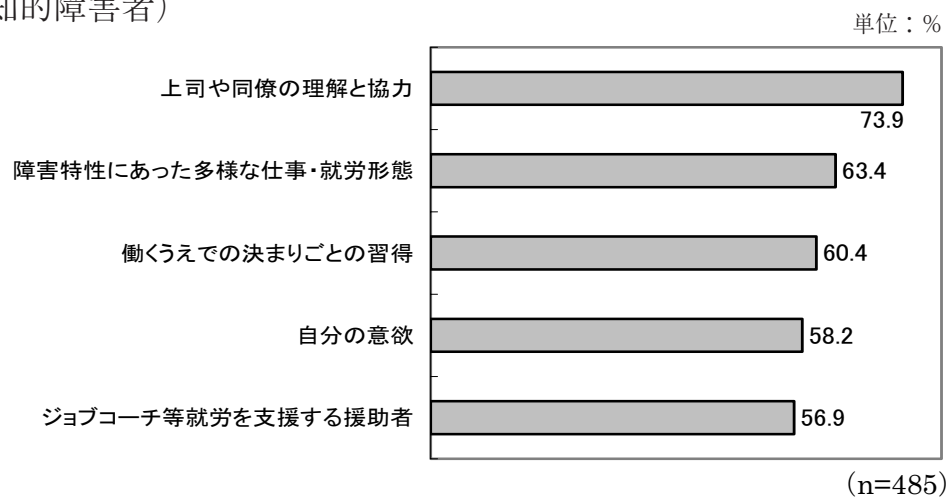
《就労のための必要事項（上位5）》

(身体障害者)

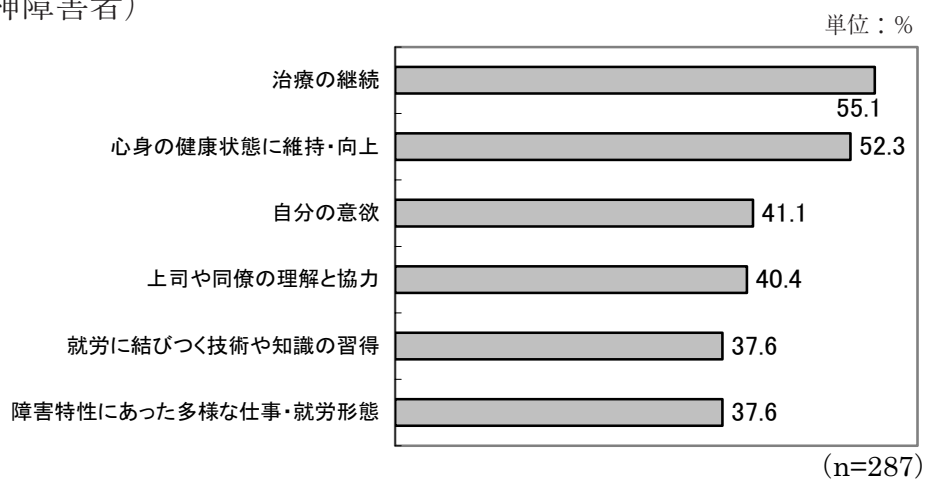


(n=199)

(知的障害者)



(精神障害者)



(3) 子どもの発達・育成に向けた支援

○ 障害児をもつ家庭への支援策

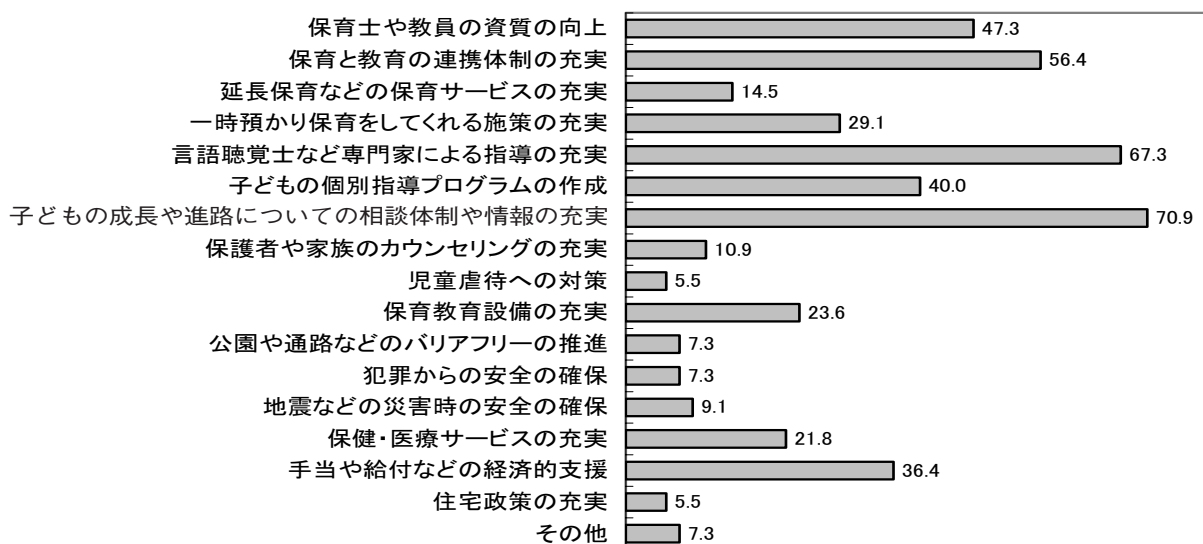
就学前後の障害児をもつ家庭に対する支援についてみると、「子どもの成長や進路についての相談体制や情報の充実」（就学前70.9%）、「相談体制・情報の充実」（就学後62.6%）が高い数値で望まれている。

○ また、就学前の56.4%が「保育と教育との連携体制の充実」、就学後の47.0%が「福祉と教育の連携体制の充実」と答えており、保育、福祉、教育等横断的な体制による家庭への支援を望んでいる。

○ さらに、就学前で「言語聴覚士等の専門家による指導の充実」67.3%、「保育士・教員の資質の向上」47.3%、就学後では「教員の資質向上」65.2%と、専門的な立場からの指導・支援が家庭への支援として期待されている。

《支援策・就学前》

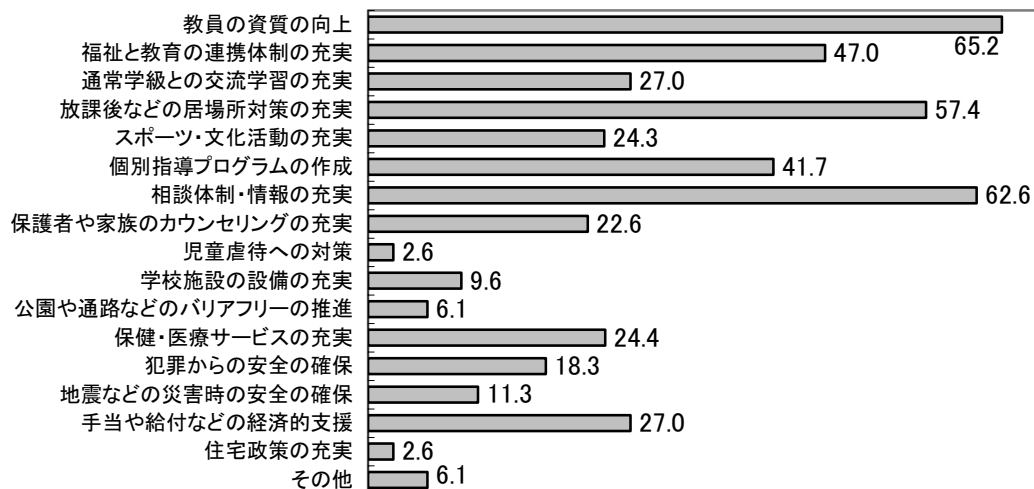
単位：%



(n=55)

《支援策・就学後》

単位：%

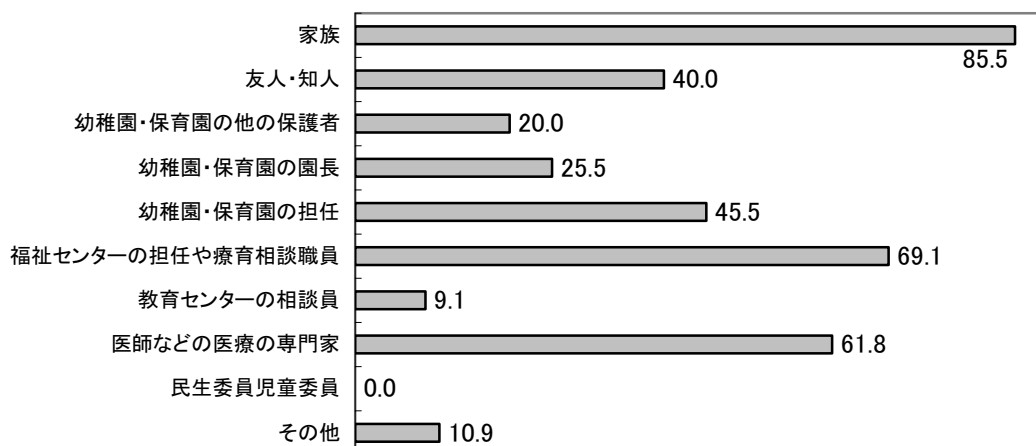


(n=115)

- 就学前の子どもについての主な相談相手については、「福祉センターの担任・療育相談員」が69.1%、「医師等の医療の専門家」が61.8%、就学後については、「学校の担任」が86.1%、「医師等の医療の専門家」が46.1%、「教育センターの相談員」が22.6%等となっており、子どもの就学・進路、健康等に対する悩みに専門的見地から適切に答えられる相談相手が求められている。
- 就学前から後の発達支援のあり方については、「個々に応じた一貫プログラムを作り、それに基づいて支援を行う」が就学前で45.4%、就学後で38.2%と一貫した支援を望んでいる。
- 就学前後の障害児については、福祉・保育・教育との連携の強化、一貫した指導・支援や指導者・相談相手の資質や専門性の向上が求められている。

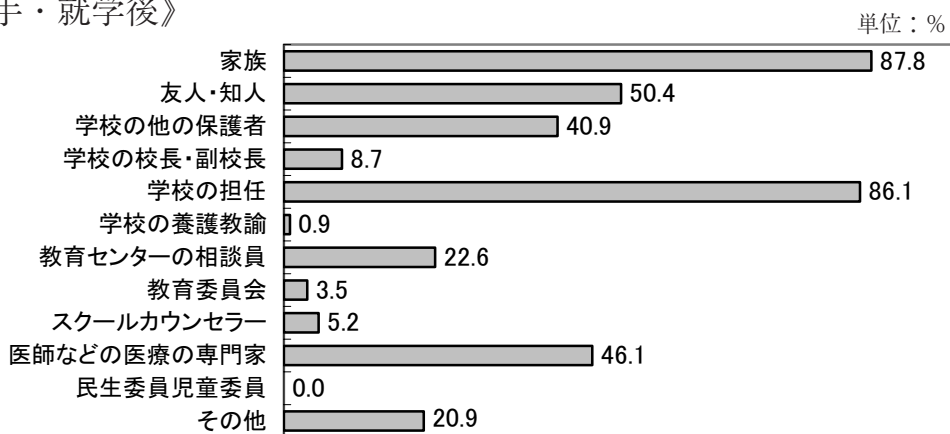
《相談相手・就学前》

単位：%



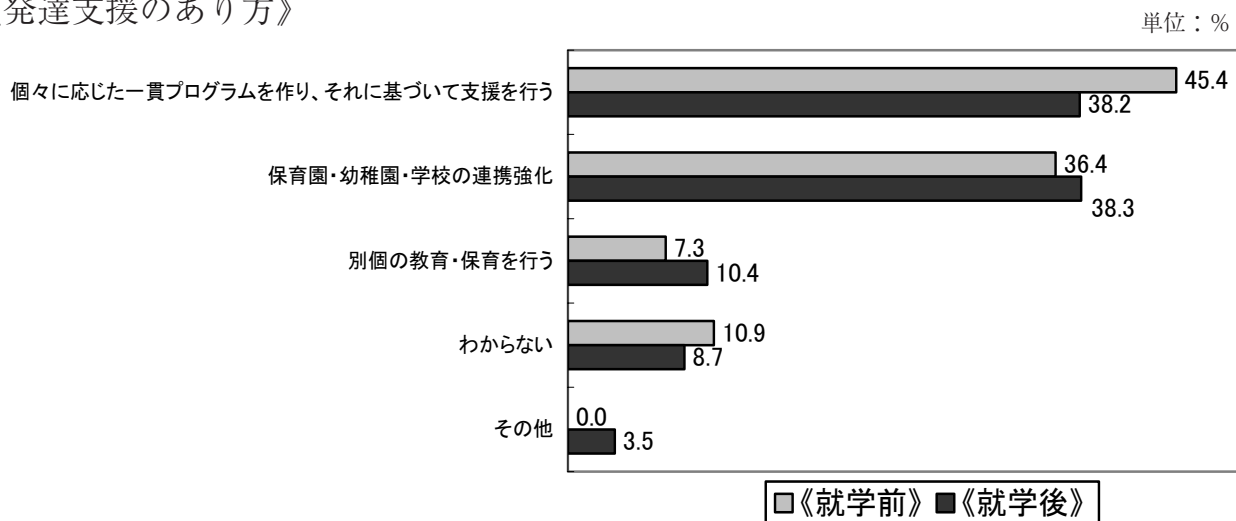
(n=55)

《相談相手・就学後》



(n=115)

《発達支援のあり方》



(就学前 n=55、就学後 n=115)

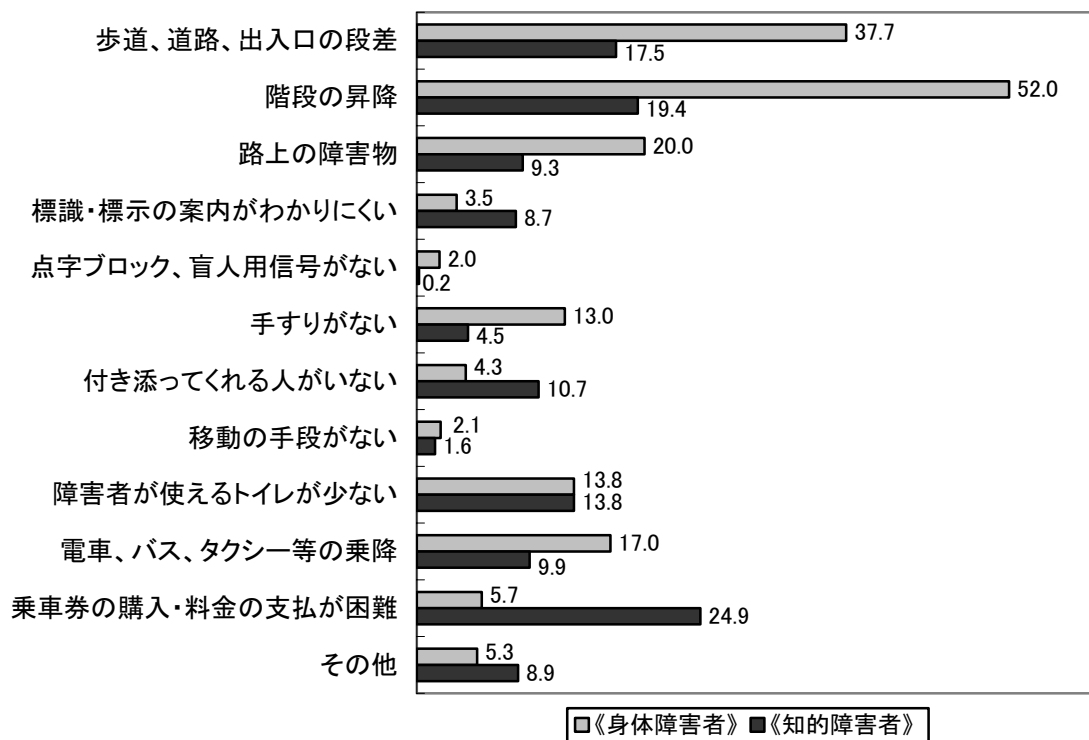
(4) ひとにやさしいまちづくりの推進

① 外出で困ること

- 外出の際に困ることは、身体障害者の52.0%が「階段の昇降」、37.7%が「歩道、道路、出入口の段差」、20.0%が「路上の障害物」と回答している。
- 知的障害者では、「乗車券の購入・料金の支払が困難」24.9%、「階段の昇降」19.4%、「歩道、道路、出入口の段差」17.5%の順である。
- 精神障害者では、「人が多くて困る」25.9%、「電車、バス、タクシー等の乗り換えが複雑で難しい」13.2%の順であった。

《外出で困ること》

単位：%

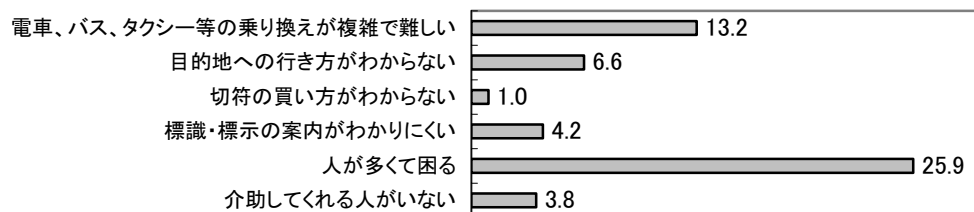


□《身体障害者》 ■《知的障害者》

(身体障害者 n=1,019、知的障害者 n=485)

《外出で困ること・精神障害者》

単位：%



(n=287)

② 障害者に対する理解へのPR

- 区政への要望、充実を望む精神保健福祉施策の回答のうち、「障害者に対する理解のPR」について、身体障害者では14.3%であるが、知的障害者では27.2%、精神障害者で33.4%と約30%が要望している。
- 障害者の社会参加、心のバリアフリー*を推進していく上で、公共的な空間の整備と併せて、障害者に対する理解の促進が重要である。

バリアフリー 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。また、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

第4章 計画事業と目標

1 計画の目標

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるまちを目指します。

2 基本的考え方

障害者（児）の関する課題に対応するため、次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 障害のある人もない人も、等しくその人権が保障されなければなりません。また、自己実現を図り主体性自立性をもって日々の生活を送るため、自ら選択し、決定できるような自己決定、自己選択を尊重します。
- 障害のある人が、住み慣れた地域で、自己実現を図り、主体性自立性をもって日々の生活を送るためには、多様なサービスの提供が求められます。特に地域で自立して暮らすために必要となる情報提供や相談窓口の充実、グループホームの設置や、ホームヘルプサービス、ショートステイ等の多様なサービスの提供を進めます。
- 障害者が地域で自立した生活を送っていくには、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働けるようにしていくことが重要です。そのために、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行うとともに、公共職業安定所等と連携を図り、職場を開拓するとともに、障害の特性に応じた就労支援策を推進します。
また、障害者の就労支援を図るためには、生活面と就労面の支援を切れ目なく行うことが必要であるため、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。
- 障害の早期発見、早期療育を推進するため、保健、医療、教育等の多様な関係機関と連携し、健診及び相談の充実を図ります。

保護者の理解と協力のもと、発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した支援を進めます。

○ 障害者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安全で、快適な生活を送っていただけるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れたひとにやさしいまちづくりを進めます。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づき、区内の公共的性格を有する建築物を、建築主の協力により誰でも利用しやすいよう整備を進めるとともに、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を推進します。また、ハード面の整備に合わせて、心のバリアフリーや情報のバリアフリーの実現を目指します。

○ 障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、必要なサービス提供とともに、地域での相談や情報提供の充実など、きめ細かな、多岐にわたる施策の推進が必要となります。

また、一人ひとりの障害の程度や様々なライフステージに対応したサービスを適切に提供していくためには、行政だけではなく、社会福祉法人やボランティア、NPO、民間福祉団体などが果たす役割が重要となっており、地域福祉の主要な担い手として支援していきます。

○ 障害のある人に対する人々の理解は深まりつつあります。しかし、まだ偏見や誤解のために社会生活において差別を受けるといった実態もあります。障害のある人もない人も、ともに生きる社会を実現するためには、障害についての正しい知識を広め、障害に対する理解を深めていくことが必要です。そのため、様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

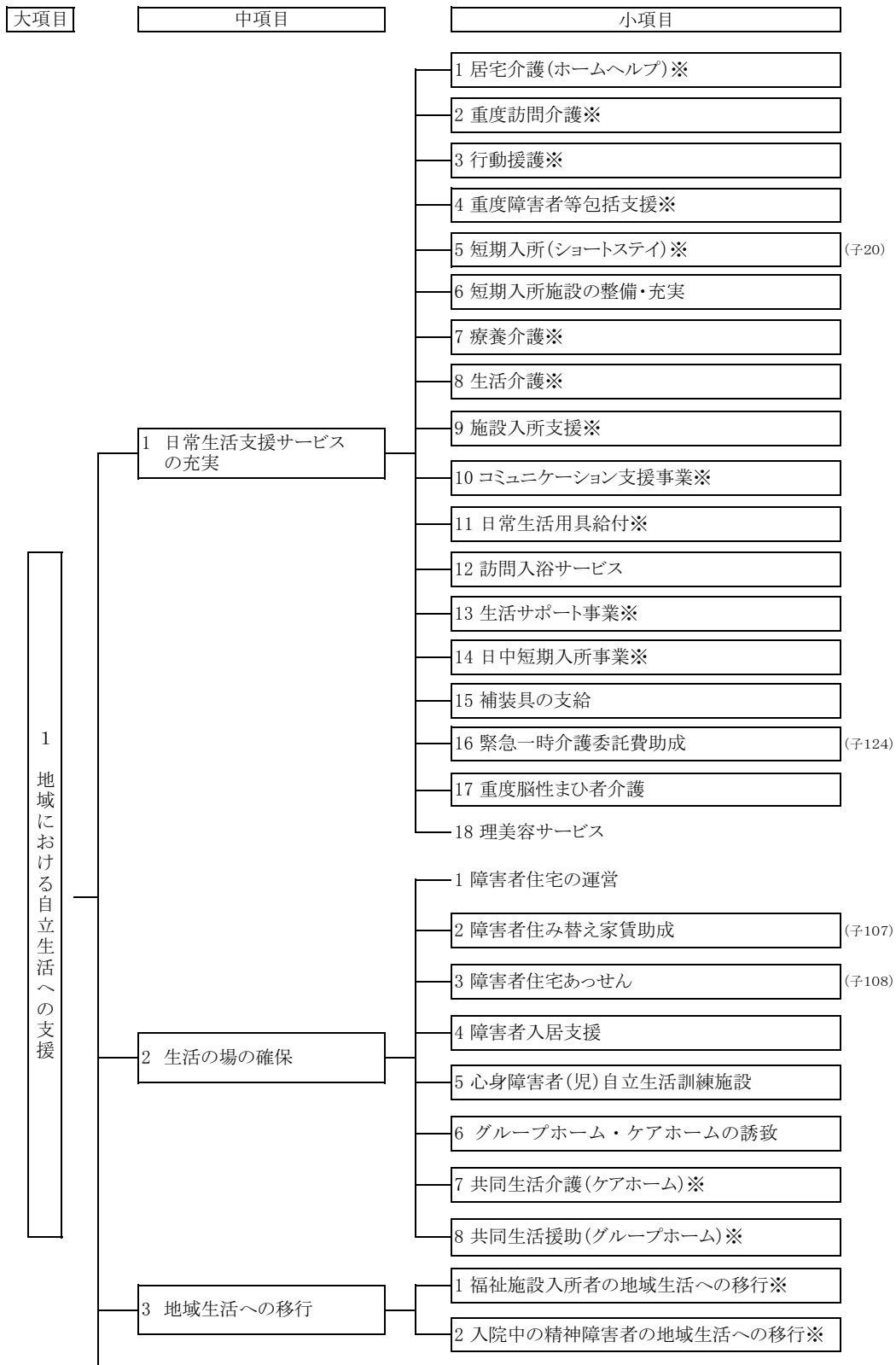
また、障害者がスポーツ、文化活動など社会のあらゆる分野へ自発的に参加できるように支援していきます。

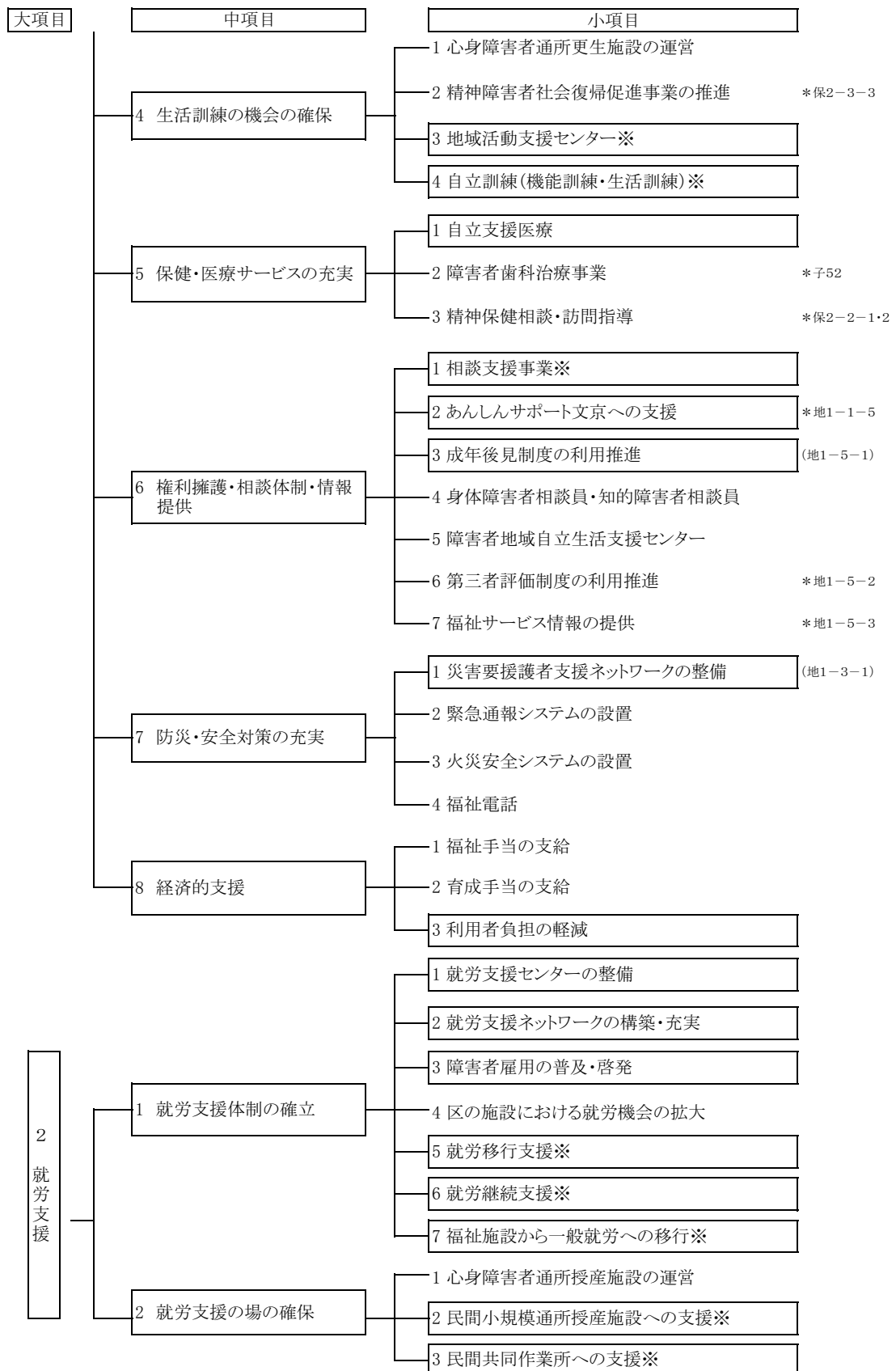
○ 障害者福祉制度は、平成15年度に、利用者の自己決定を尊重した理念に基づいて導入された支援費制度により大きく転換しました。この支援費制度の制度上の課題を解決するとともに、障害者が利用できるサービスを充実し、障害者の自立と社会参加を一層推進するため、身体・知的・精神の三障害のサービス提供のしくみを一元化し、サービス体系を再編した障害者自立支援法が平成17年度に制定されました。

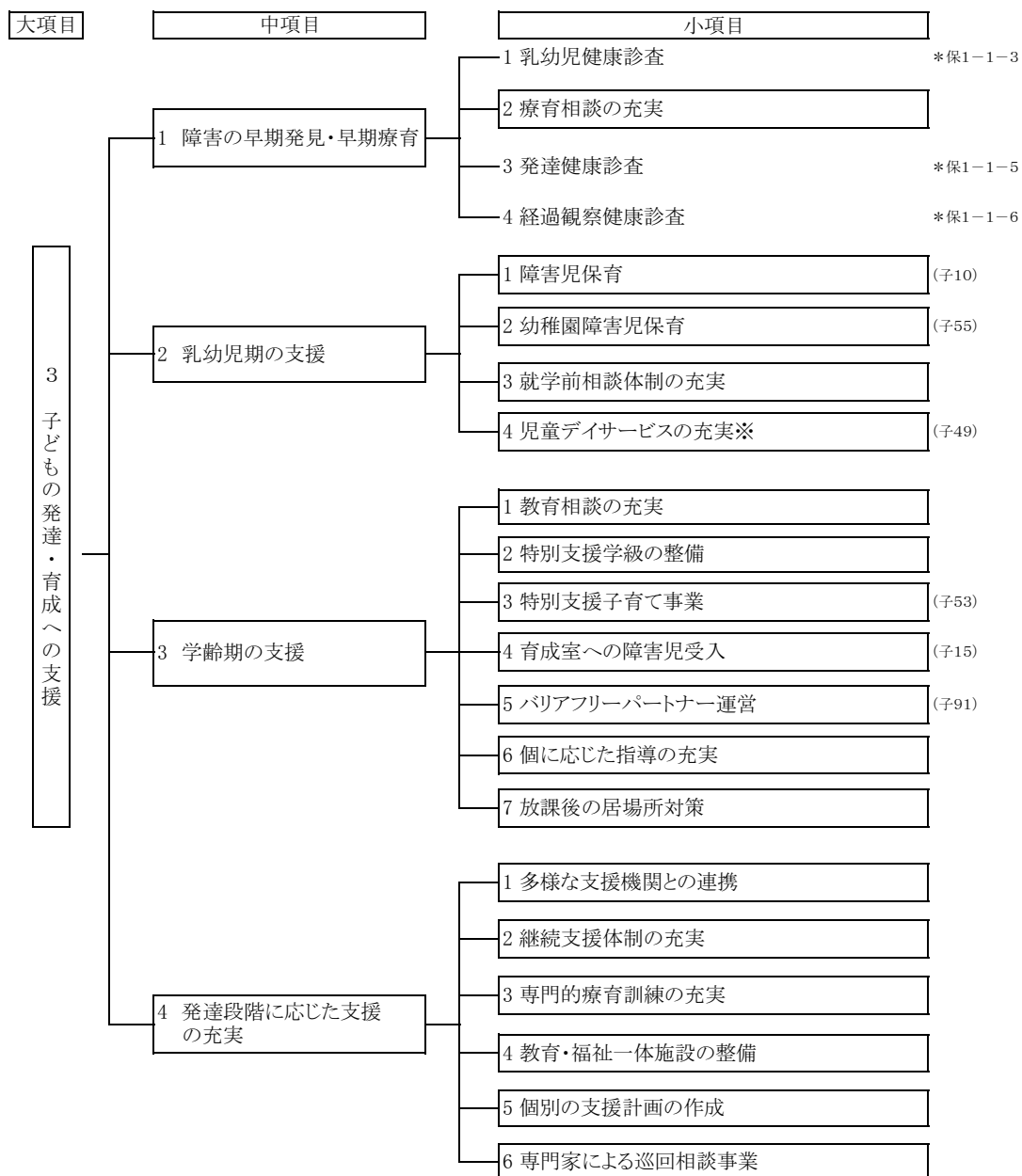
区としては、この障害者自立支援法の円滑な運営と推進に努めていきます。

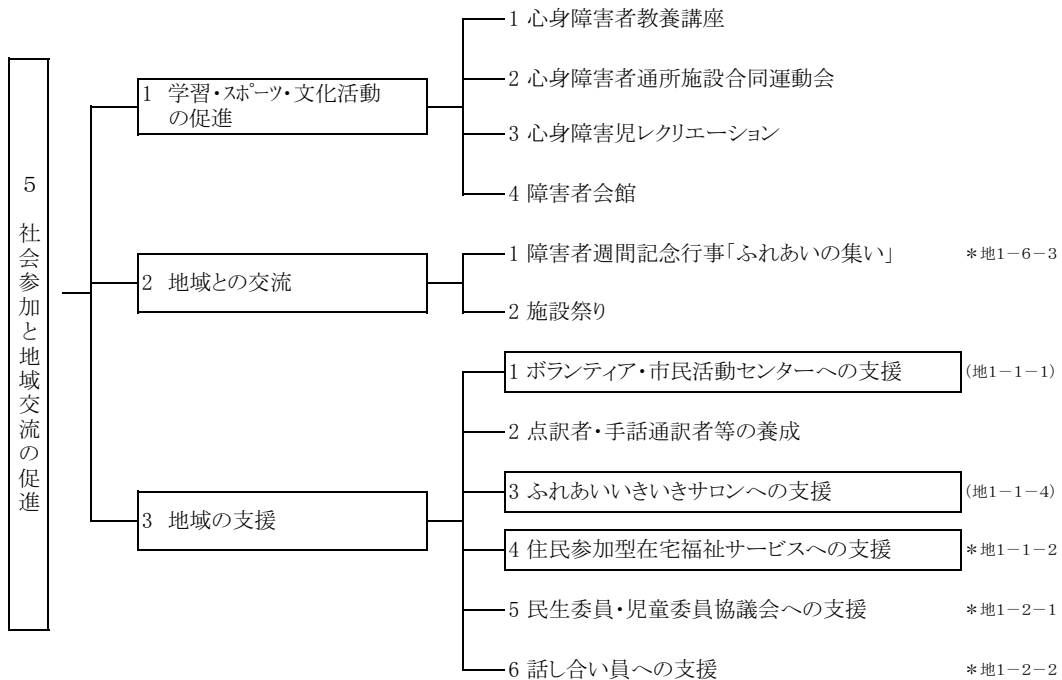
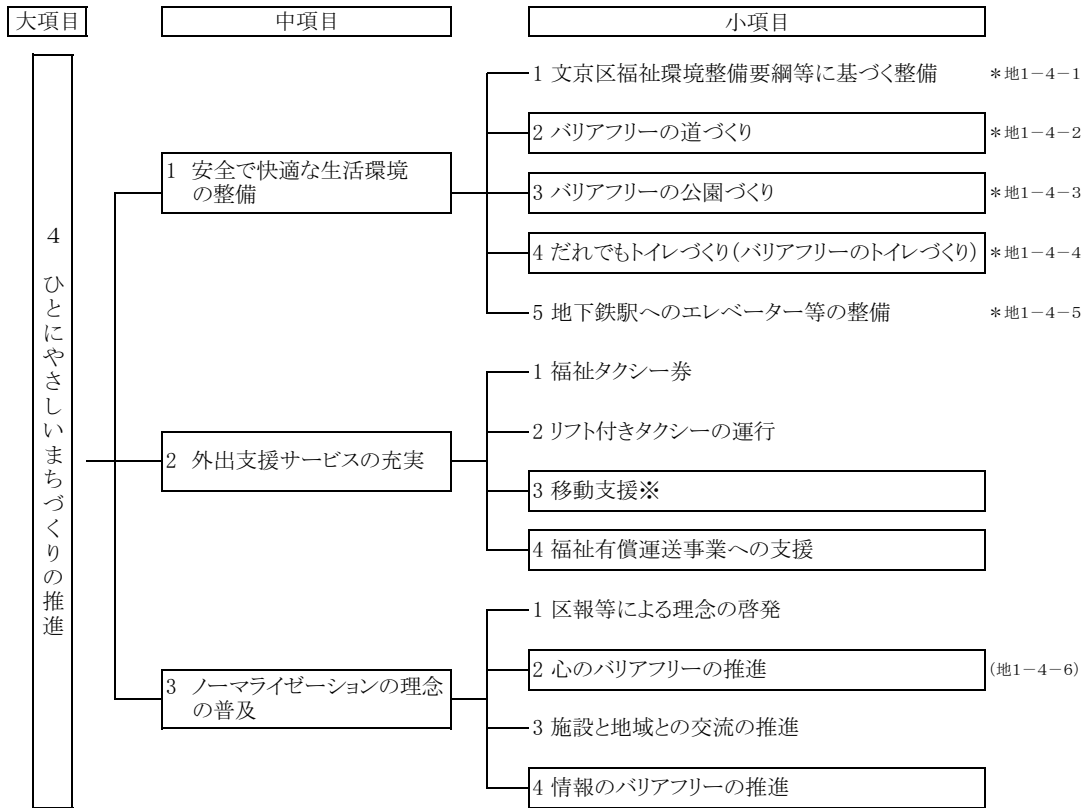
ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

3 計画の体系









【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
 - ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に()又は*がついています。
 - ()…本計画(障害者計画)で取り上げています。
 - *…他の分野別計画で取り上げています。
 - 重複事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業ごとの連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 - 子…子育て支援計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進
- ※印は、障害福祉計画を作成するに当たって、基本的指針に即すべき事項(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)

4 計画事業

1 地域における自立生活への支援

障害者の誰もが住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれの障害程度や生活環境に応じた多様なサービスの提供を受けられることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実、相談体制・情報提供の充実などを図っていきます。

1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進できるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を図ります。

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

現況（平成17年度末）	目 標																														
・身体介護 利用時間数 14,366時間 （身体障害者 7,959時間） （知的障害者 643.5時間） （精神障害者 452時間） （障害児 5,311.5時間） 利用者数 延594人 （身体障害者 281人） （知的障害者 34人） （精神障害者 116人） （障害児 163人） ・家事援助 利用時間数 10,068時間 （身体障害者 7,859時間） （知的障害者 566時間） （精神障害者 367時間） （障害児 1,276時間） 利用者数 延707人 （身体障害者 459人） （知的障害者 54人） （精神障害者 126人） （障害児 68人）	介護が必要な障害者等に対して、自宅で食事の介護等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。 ・身体介護 利用時間数 17,654時間 利用者数 延803人 ☆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>15,540</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>16,808</td> <td>734</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>17,654</td> <td>803</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>18,662</td> <td>858</td> </tr> </tbody> </table> ・家事援助 利用時間数 14,143時間 利用者数 延1,009人 ☆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>11,469</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>12,989</td> <td>917</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>14,143</td> <td>1,009</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>15,121</td> <td>1,060</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	15,540	653	19	16,808	734	20	17,654	803	23	18,662	858	年度	利用時間数	利用者数	18	11,469	799	19	12,989	917	20	14,143	1,009	23	15,121	1,060
年度	利用時間数	利用者数																													
18	15,540	653																													
19	16,808	734																													
20	17,654	803																													
23	18,662	858																													
年度	利用時間数	利用者数																													
18	11,469	799																													
19	12,989	917																													
20	14,143	1,009																													
23	15,121	1,060																													

【計画事業の標記について】

- ・枠囲みは、計画事業の現況及び目標を記載しており、実線は本計画で取り上げているもの又は他の分野別計画にあり本計画で見直しを行ったもので、点線は他の分野別計画の再掲となるものです。
- ・目標欄には、事業趣旨・概要を標記し、可能なものは平成20年度又は平成20年度末の目標数値を標記しています。
- ・☆印は、障害者自立支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、数値目標、必要量の見込みを定めることとされたもので、基本指針の定めるところにより平成23年度の数値も掲載しています。

1-1-2 重度訪問介護

現況（平成17年度末）	目 標															
日常生活支援及び移動介護の一部が平成18年10月に移行	<p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者等に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 69,561時間 ・利用者数 延275人 <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>57,488</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>63,237</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>69,561</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>79,995</td> <td>281</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	57,488	243	19	63,237	267	20	69,561	275	23	79,995	281
年度	利用時間数	利用者数														
18	57,488	243														
19	63,237	267														
20	69,561	275														
23	79,995	281														

1-1-3 行動援護

現況（平成17年度末）	目 標															
<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 0時間 ・利用者数 0人 	<p>知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 756時間 ・利用者数 延12人 <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,512</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	0	0	19	756	12	20	756	12	23	1,512	24
年度	利用時間数	利用者数														
18	0	0														
19	756	12														
20	756	12														
23	1,512	24														

1-1-4 重度障害者等包括支援

現況（平成17年度末）	目 標															
	<p>常時介護を要し、その介護の必要の程度が高い障害者に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 3,120時間 ・利用者数 延12人 <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	0	0	19	3,120	12	20	3,120	12	23	3,120	12
年度	利用時間数	利用者数														
18	0	0														
19	3,120	12														
20	3,120	12														
23	3,120	12														

1-1-5 短期入所（ショートステイ）

現況（平成17年度末）	目 標															
<ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 延1,213日 （身体障害者 256日） （知的障害者 668日） （精神障害者 0日） （障害児 289日） ・利用者数 延107人 （身体障害者 12人） （知的障害者 48人） （精神障害者 0人） （障害児 47人） 	<p>自宅で障害者等を介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 延1,934日 ・利用者数 延124人 <p>☆</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1,478</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,699</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,934</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,028</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	18	1,478	112	19	1,699	118	20	1,934	124	23	2,028	130
年度	利用日数	利用者数														
18	1,478	112														
19	1,699	118														
20	1,934	124														
23	2,028	130														

1-1-6 短期入所施設の整備・充実

現況（平成17年度末）	目 標
_____	<p>現行の短期保護事業について、施設の整備を行い、短期入所施設として充実を図る。</p>

1-1-7 療養介護

現況（平成17年度末）	目 標															
<p>心身障害者援護施設措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 延730日 ・利用者数 2人 	<p>医療と常時介護を必要とする障害者等に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、障害者の身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 730日 ・実利用者数 2人 <p>☆</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>730</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>730</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>730</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>730</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	実利用者数	18	730	2	19	730	2	20	730	2	23	730	2
年度	利用日数	実利用者数														
18	730	2														
19	730	2														
20	730	2														
23	730	2														

1-1-8 生活介護

現況（平成17年度末）	目 標										
	<p>常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動の提供等の支援を行い、障害者の日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <p>・実利用者数 58人</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	18	15	19	47	20	58	23	111
年度	実利用者数										
18	15										
19	47										
20	58										
23	111										

1-1-9 施設入所支援

現況（平成17年度末）	目 標										
<p>・身体障害者 13人</p> <p>・知的障害者 104人</p>	<p>施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、障害者の日常生活支援を図る。</p> <p>・実利用者数 111人</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	18	117	19	119	20	111	23	108
年度	実利用者数										
18	117										
19	119										
20	111										
23	108										

1-1-10 コミュニケーション支援事業

現況（平成17年度末）	目 標										
<p>・派遣回数 延495回</p>	<p>聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者等の派遣を行い、社会参加の促進を図る。</p> <p>・派遣回数 延606回</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>606</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>618</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	18	545	19	583	20	606	23	618
年度	実利用者数										
18	545										
19	583										
20	606										
23	618										

1-1-1 日常生活用具給付

現況（平成17年度末）	目 標															
<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数 1,281件 ・利用者数 延342人 （補装具用品であった排せつ管理支援用具を日常生活用具として入れている。）	重度の障害者等に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数 1,511件 ・利用者数 延399人 ☆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施件数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>1,358</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>1,439</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,511</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>1,586</td> <td>419</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施件数	利用者数	18	1,358	366	19	1,439	384	20	1,511	399	23	1,586	419
年度	実施件数	利用者数														
18	1,358	366														
19	1,439	384														
20	1,511	399														
23	1,586	419														

1-1-2 訪問入浴サービス

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 14人 ・利用回数 延337回 	入浴が困難な在宅の重度の身体障害者に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 10人 ・利用回数 延280回

1-1-3 生活サポート事業

現況（平成17年度末）	目 標															
<hr/>	介護給付非該当の障害者に、家事援助等の日常生活支援を行い、地域での自立した生活の推進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 48時間 ・利用者数 延24人 ☆ <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>24</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>48</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>48</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>96</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	24	12	19	48	24	20	48	24	23	96	48
年度	利用時間数	利用者数														
18	24	12														
19	48	24														
20	48	24														
23	96	48														

1-1-14 日中短期入所事業

現況（平成17年度末）	目 標															
短期入所（日中のみ） ・利用回数 83回 （身体障害者 0回） （知的障害者 73回） （障害児 10回） ・利用者数 延31人 （身体障害者 0人） （知的障害者 23人） （障害児 8人）	自宅で障害者等を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。 ・利用回数 108回 ・利用者数 延36人 ☆ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用回数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>90</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>100</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>108</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>114</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用回数	利用者数	18	90	33	19	100	34	20	108	36	23	114	38
年度	利用回数	利用者数														
18	90	33														
19	100	34														
20	108	36														
23	114	38														

1-1-15 補装具の支給

現況（平成17年度末）	目 標
・交付 202件 ・修理 115件	障害者等に対し身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。 ・交付 218件 ・修理 125件

1-1-16 緊急一時介護委託費助成

現況（平成17年度末）	目 標
・利用者数 12人 ・利用回数 98回	心身障害者（児）を日常的に介護している家族が冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、障害者（児）の家庭等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。 ・利用回数 120回

1-1-17 重度脳性まひ者介護

現況（平成17年度末）	目 標
・利用者数 16人 ・利用回数 延2,158回	脳性まひ者で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な障害者に、介護人を派遣し、在宅生活の支援を図る。 ・利用回数 2,448回

1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、個々の障害に応じた多様な生活の場を確保していくことが緊急な課題となっています。

そのため、障害者住宅のあっせんや、住み替え家賃の助成などを行い、生活の基盤となる住宅の確保を支援します。また、グループホームやケアホームの整備を推進します。

1-2-2 障害者住み替え家賃助成

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・住み替え時の家賃差額を助成 新規 1件 継続 5件 	<p>取壊し等による立ち退き要求を受け、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯の居住の支援と安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規6件 ・継続（延）21件

1-2-3 障害者住宅あっせん

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅あっせん 申請件数 5件 成約件数 0件 ・住み替え相談会 開催回数 1回（2日間） 	<p>住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅あっせん 申請件数 33件 成約件数 6件 ・住み替え相談会 開催回数 12回

1-2-4 障害者入居支援

現況（平成17年度末）	目 標
<p>・平成18年度から「すみかえサポート事業」を実施 （平成15年度から、国の家賃債務保証制度、都のあんしん入居制度への助成事業を実施している。）</p>	<p>連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な方に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかえサポート 6件 ・家賃債務保証制度 3件 ・あんしん入居制度 3件

1-2-5 心身障害者（児）自立生活訓練施設

現況（平成17年度末）	目 標
・利用者数 藤の木荘 延23人 動坂会館 延38人	心身障害者（児）を保護し、家庭に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、障害者の自立生活支援を図っていく。

1-2-6 グループホーム・ケアホームの誘致

現況（平成17年度末）	目 標
・区内 4棟（定員21人）	障害者が地域の中で、共同して自立生活が送れるよう、民間事業者等による事業を誘致し、グループホームやケアホームの整備を図る。 ・2棟（10人）

1-2-7 共同生活介護（ケアホーム）

現況（平成17年度末）	目 標										
グループホームの内、介護を提供する施設が平成18年10月に移行	障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。 ・利用者数 26人 ☆ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	18	17	19	21	20	26	23	35
年度	利用者数										
18	17										
19	21										
20	26										
23	35										

1-2-8 共同生活援助（グループホーム）

現況（平成17年度末）	目 標										
・グループホーム利用者数 40人	障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を促進する。 ・利用者数 24人 ☆ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	18	26	19	24	20	24	23	25
年度	利用者数										
18	26										
19	24										
20	24										
23	25										

1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選択した場所に居住し、その有する能力や適性に応じた生活をし、社会に参加していく必要があります。そのため、障害者が入所施設などから地域生活へ移行できるよう支援していきます。

1-3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現況（平成17年度末）	目 標
_____	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるようにするため、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 ☆平成23年度 12人

1-3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

現況（平成17年度末）	目 標
_____	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるようにするため、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を目指す。

1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して生活していけるよう、障害者一人ひとりの障害等に
応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行っていきます。

1-4-3 地域活動支援センター

現況（平成17年度末）	目 標										
動坂デイサービスセンター、文京福祉センター（デイサービス事業）及びあせび会支援センターが平成18年10月に移行	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者等の地域生活支援を図る。 ・設置数 5か所 ☆ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設置数	18	3	19	3	20	5	23	5
年度	設置数										
18	3										
19	3										
20	5										
23	5										

1-4-4 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

現況（平成17年度末）	目 標										
	<p>文京福祉センター等を活用して一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるように支援する。</p> <p>・実利用者数 29人</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	18	0	19	31	20	29	23	50
年度	利用者数										
18	0										
19	31										
20	29										
23	50										

1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域においていつまでも健康で暮らしていけるよう、必要な保健・医療サービスを充実していきます。

1-5-1 自立支援医療

現況（平成17年度末）	目 標
精神通院医療、更生医療及び育成医療が平成18年4月に移行	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1-6 権利擁護・相談体制・情報提供

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加を進めていくため、権利擁護を含め生活全般にわたり、いつでも相談できる体制の整備、充実を図ります。

また、障害福祉サービスの利用方法等に関する情報提供を充実します。

1-6-1 相談支援事業

現況（平成17年度末）	目 標										
	<p>障害者（児）やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立生活の促進を図る。</p> <p>・実施事業所 5か所</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施個所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成23年度個別計画作成対象者数 65人）</p>	年度	実施個所数	18	4	19	4	20	5	23	6
年度	実施個所数										
18	4										
19	4										
20	5										
23	6										

1-6-2 あんしんサポート文京への支援（地域福祉の推進1-1-5再掲）

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 13件（4件） ・財産保全管理サービス 17件（5件） ・成年後見制度*利用支援 90件（12件） ・法律相談 36件（1件） <p>（ ）は、内数で障害者の件数</p>	<p>区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の保護を図っていく。</p> <p>また、相談支援事業における障害者の権利擁護に関する相談業務と連携を図れるよう支援する。</p> <p>・福祉サービス利用援助事業等の利用件数 30件増（平成20年度末）</p>

（実施：社会福祉協議会）

1-6-3 成年後見制度の利用推進

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講演会の開催 2回 ・家族会向け講演会の開催 1回 ・区長申立て 5件 <p>（平成12年度からの累計）</p>	<p>成年後見制度に対する理解を広めるために、区民や関係職員を対象に講演会・研修会を実施し、制度の周知に努める。</p> <p>・講演会及び研修会 5回/年</p> <p>また、制度利用が必要にもかかわらず申立てを行う親族がない等の場合に、区長がかわって申立てを行う。</p> <p>さらに、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」において社会貢献型の区民成年後見人等の養成、活動の促進を図るとともに、家族成年後見人等に対し専門相談の実施、指導・援等の支援を行う。（平成19年度実施予定）</p>

1-7 防災・安全対策の充実

障害者が地域で安全に暮らしていけるよう、災害要援護者に対する支援のネットワークを整備するとともに、防災・安全対策を充実していきます。

1-7-1 災害要援護者支援ネットワークの整備

現況（平成17年度末）	目 標
	<p>災害発生時に、自力で避難することが困難な方（要援護者）を地域全体で支援するため、要援護者情報を区、区民防災組織及び防災関係機関等が共有化し、災害時における救護活動、安否確認などの支援を図っていく。</p> <p>また、区民防災組織、民生・児童委員、福祉団体、防災ボランティア、NPO団体との連携を深め、要援護者名簿の作成や共有方法等について検討を進めていく。</p>

成年後見制度 判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。「後見」、「保佐」、「補助」の3区分に分かれた法定後見と、あらかじめ本人が後見人を選ぶ任意後見があります。

1-8 経済的支援

利用者負担を軽減するとともに、手当の充実や財源の確保を国や都に要望していきます。

1-8-3 利用者負担の軽減

現況（平成17年度末）	目 標
_____	地域生活支援事業の自己負担金に上限額を設けるとともに、ガイドヘルプ等については自己負担を無料とする。 また、居宅介護（ホームヘルプ）等については、都区共同して軽減するとともに、福祉作業所利用料及び給食費の軽減を図る。

2 就労支援

障害者が地域で自立した生活を送っていくために、障害者がその意欲と能力に応じて働けるよう、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行うとともに、障害の特性に応じた支援策を推進していきます。

また、福祉、保健、雇用等の関係機関による就労支援ネットワークを構築し、支援を実施します。

2-1 就労支援体制の確立

障害者の就労支援を図るため、就労のための相談や、就労訓練、就労継続などの多面的な支援を行う就労支援センターを整備します。

また、公共職業安定所等との連携を図り、就労先の開拓、職場定着支援を進めます。

2-1-1 就労支援センターの整備

現況（平成17年度末）	目 標
_____	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等を行う多面的な就労支援体制をつくり、障害者の一般就労*や就労定着の促進を図る。 ・平成19年度 センター開設

2-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

現況（平成17年度末）	目 標
_____	就労支援や雇用情報等の共有化を図り、施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立するため、各支援機関とのネットワーク化を図る。 ・平成19年度 協議会の設置・運営

2-1-3 障害者雇用の普及・啓発

現況（平成17年度末）	目 標
_____	障害者の一般就労の機会を拡大し、障害者が安心して働き続けることができるよう、障害者本人への就労意欲の啓発や企業に対する障害者雇用に当たっての情報提供・理解の促進を図る。

一般就労 雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいいます。

2-1-5 就労移行支援

現況（平成17年度末）	目 標										
福祉作業所及び小規模通所授産施設で就労支援を実施	<p>就労を希望する障害者に対して、福祉作業所や小規模共同作業所を利用し、就労に必要な知識や能力の向上を図り、障害者の一般就労を促進する。</p> <p>・実利用者数 6人</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	18	0	19	6	20	6	23	38
年度	利用者数										
18	0										
19	6										
20	6										
23	38										

2-1-6 就労継続支援

現況（平成17年度末）	目 標										
福祉作業所及び小規模通所授産施設で就労の機会を提供	<p>一般企業での就労が困難な障害者に対して、福祉作業所や小規模共同作業所を利用し、就労の機会を継続的に提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のための支援を行う。</p> <p>・実利用者数 119人</p> <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	18	37	19	59	20	119	23	244
年度	利用者数										
18	37										
19	59										
20	119										
23	244										

2-1-7 福祉施設から一般就労への移行

現況（平成17年度末）	目 標
_____	<p>福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行することを推進する。</p> <p>☆平成23年度 12人</p>

2-2 就労支援の場の確保

障害者の一般就労への移行を支援するとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対する就労の場を提供します。

2-2-2 民間小規模通所授産施設への支援

現況（平成17年度末）	目 標
<p>・施設に運営費補助を実施</p> <p>施設数 3か所</p> <p>通所者数 76人</p>	<p>社会福祉法人等が運営する小規模通所授産施設への補助を行うことで、障害者に作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。</p> <p>☆法内施設への移行 2か所</p>

2-2-3 民間共同作業所への支援

現況（平成17年度末）	目 標
・施設に運営費補助を実施 施設数 4 箇所 通所者数 112人	社会福祉法人等が運営する民間作業所への補助を行うことで、精神障害者に自立訓練と作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。今後、障害者自立支援法に規定された施設に移行する。 ☆法内施設への移行 4 箇所

3 子どもの発達・育成への支援

子どもの発達の遅れを早期に発見し、適切な療育につなげるために、関係機関の連携による発見体制を強化するとともに、療育相談体制の一層の充実を図ります。

一人ひとりの課題を把握した個別の支援計画を作成するとともに、その計画を乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援に活用するシステムを構築します。

教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携し、必要な情報を共有して発達段階に応じた支援を進めるため、特別支援連携協議会を設置します。

3-1 障害の早期発見・早期療育

重度の障害だけでなく、広汎性発達障害*やA D H D*(注意欠陥多動性障害)、L D*(学習障害)などの軽度発達障害も、早期療育が大切です。早期発見に関わる関係機関の連携と療育相談の充実及び周知を強めます。

3-1-2 療育相談の充実

現況 (平成17年度末)	目 標
・延相談件数 1,108件 ・新規相談者実数 79名	保健サービスセンター、医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに療育の必要性について周知を行い、発達に何らかの遅れを持った乳幼児を早期に発見し、必要な支援に繋げる。

3-2 乳幼児期の支援

健康診査の結果、発育、発達に支援を必要とする乳幼児に対して、適切な療育や、保育園や幼稚園への受け入れを推進します。

3-2-1 障害児保育

現況 (平成17年度末)	目 標
・区立保育園17園で障害児保育を実施	集団保育が可能な障害を持つ児童を受け入れるとともに、児童の健全な発達を促進し、障害児保育の充実を図るとともに、より個に応じた発達支援を行う。 ・実施園 区立保育園18園

広汎性発達障害 WHOの国際疾病分類で採用されている概念で、コミュニケーション、対人関係等に障害があることで特徴づけられる発達障害を指します。

A D H D Attention-Deficit Hyperactivity Disorderの頭文字。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

L D Learning Disabilitiesの頭文字。基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

3-2-2 幼稚園障害児保育

現況（平成17年度末）	目 標
区立幼稚園（全園）で特別保育事業を実施 ・対象園児20人（9園） ・講師5人、臨時職員4人配置	区立幼稚園全園で特別保育事業を実施し、心身に障害のある幼児の発達促進を図るとともに、より個に応じた教育支援を行う。

3-2-3 就学前相談体制の充実

現況（平成17年度末）	目 標
・就学相談 小学校 38件、中学校 15件 ・転学相談 小学校 5件、中学校 1件 ・幼稚園 新規 17件、継続 8件	心身に障害のある児童・生徒のための就学相談・就学指導委員会を見直し、特別支援相談委員会（仮称）を設置する。

3-2-4 児童デイサービスの充実

現況（平成17年度末）	目 標															
・利用日数 2,450日 ・利用者数 延295人	文京福祉センター等において、障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行い、障害児の子育て支援を図る。 ・利用日数 2,656日 ・利用者数 延332人 ☆ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>2,480</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>2,576</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>2,656</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>2,736</td> <td>342</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	18	2,480	310	19	2,576	322	20	2,656	332	23	2,736	342
年度	利用日数	利用者数														
18	2,480	310														
19	2,576	322														
20	2,656	332														
23	2,736	342														

3-3 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの障害の状態や、教育ニーズに応じたきめ細かな教育的支援を推進します。また、放課後対策の充実を図ります。

3-3-1 教育相談の充実

現況（平成17年度末）	目 標
<p>教育センター総合教育相談事業の一環として様々な相談に応じている発達と障害を主訴とした相談件数は教育相談室 121件</p> <p>そのほかにも全小・中学校スクールカウンセラーへの相談も多数ある。</p>	<p>今後もさらに発達と障害にかかわる相談体制を充実するとともに、各学校と教育相談室の連携を深め、児童・生徒・保護者への支援を効果的に行っていく。</p> <p>スクールカウンセラーの相談内容を的確に把握するために平成18年度より内容集計をさらに細分化し、発達や障害に関する相談の実態を明らかにしていく。</p>

3-3-2 特別支援学級の整備

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・小日向台町小学校に通級制情緒障害学級を設置した。 ・中学校心身障害学級の施設整備を行った。 	<p>区立小中学校における特別支援学級の施設整備を行う。</p> <p>また、特別支援教室への移行も視野に入れながら、今後、特別支援学級の配置を見直していく。</p>

3-3-3 特別支援子育て事業

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・場所 区立林町小学校内 ・開始年月 平成17年7月 ・平成17年度 登録者 17人 利用者数 延127人 	<p>平成17年度事業開始であり、今後、登録者、利用者の拡大に努める。</p>

3-3-4 育成室への障害児受入

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から各育成室の障害児受入れ枠を概ね2名から3名に拡大 ・また、障害児の学年延長を実施（施設数21室、在籍児童数47名、うち学年延長17名） 	<p>障害の程度にあわせた設備の改修を行うなどの、受入れ環境の充実を図る。</p>

3-4-1 多様な支援機関との連携

現況（平成17年度末）	目 標
<p>教育、福祉、保健等の関係者が必要に応じて連絡会やケースカンファレンスを開催した。</p> <p>心身障害学級、教育相談、国・都立養護学校関係者等によるコーディネーター連絡会を開催した。</p>	<p>関係者による特別支援連携協議会を設置し、個別支援計画や支援の継続、放課後対策等共通する課題について検討を行う。</p> <p>・平成18年度に準備会を設置する。</p>

3-4-2 継続支援体制の充実

現況（平成17年度末）	目 標
<p>・就学相談 小学校 38件、中学校 15件</p> <p>・転学相談 小学校 5件、中学校 1件</p> <p>・幼稚園 新規 17件</p>	<p>乳幼児期から学齢期とライフステージが変わっても継続して支援するため「就学支援シート」等作成のシステムを確立する。</p> <p>学校、教育センター、スクールカウンセラー等との連携を強化するためのシステムを確立し、継続支援していく。</p>

3-4-3 専門的療育訓練の充実

現況（平成17年度末）	目 標
<p>・理学療法 週5日796回（61人）</p> <p>・作業療法 週1.5日222回（72人）</p> <p>・言語療法 週4日765回（116人）</p> <p>・小児科相談 延135回</p> <p>・精神科相談 延197回</p> <p>・整形外科相談 延26回</p>	<p>発達に何らかの遅れのある対象者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による訓練体制の充実を図る。</p> <p>就学後の児童に対する療育訓練についても検討を行う。</p>

3-4-4 教育・福祉一体施設の整備

現況（平成17年度末）	目 標
<p>_____</p>	<p>教育センターの教育相談機能と福祉センターの療育相談機能の連携をより強固にするため、教育・福祉一体の施設を整備する。</p> <p>・平成19年度に検討会を設置する。</p>

3-4-5 個別の支援計画の作成

現況（平成17年度末）	目 標
心身障害学級において「個別指導計画」を作成 児童デイサービスにおいて個別の指導計画を作成	通常の学級においても、必要な児童・生徒について個別指導計画を作成する。 学校や医療、福祉機関が連携して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を実施するための個別支援計画の作成を目指す。

3-4-6 専門家による巡回相談事業

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センター 計8回 ・教育センター （子育て支援カウンセラー） <li style="padding-left: 20px;">幼稚園 97回 <li style="padding-left: 20px;">保育園 83回 	臨床発達心理士による巡回相談を実施し、通常の学級に在籍するLD等の児童・生徒に対する指導内容および指導方法の充実を図る。

4 ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての人が地域で安全で快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めます。

また、施設面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

4-1 安全で快適な生活環境の整備

住み慣れた地域において安全に、また、快適に生活を送っていくためには、生活上支障となる障壁を解消することが重要です。

そのため、公共施設や、道路などのバリアフリー化を推進します。

4-1-2 バリアフリーの道づくり（地域福祉の推進1-4-2再掲）

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none">整備済数 1,058か所 (平成13年度からの累計)整備内容 歩道の拡幅、段差解消、電柱の移設、横断勾配<small>こうばい</small>の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの新設及び改良等	高齢者、障害者など誰もが積極的に社会参加ができるよう、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。

4-1-3 バリアフリーの公園づくり（地域福祉の推進1-4-3再掲）

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none">整備済園数 49園 (公園18・児童遊園31)整備内容 水飲み場改良、入口改良、入口スロープ設置、園内段差改良等 (スロープ外)	入り口の段差改良、車止め柵の適正配置、手すりの設置、スロープ化、水飲み場の改修などを一層促進し、既設の公園・児童遊園・遊び場で高齢者・障害者を含むすべての人が憩える場所としていく。 ・平成18・19年度は、公園入口の改修(26園予定)を優先的に進める。

4-1-4 だれでもトイレづくり（バリアフリーのトイレづくり）

（地域福祉の推進1-4-4再掲）

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・整備済箇所 16箇所（公園18・児童遊園31） ・整備内容 車いす用便所 16か所（内、手すり・親子便座・ベビーベッド・チェンジングボード設置・オストメイト対応設置 1か所） 	<p>高齢者、身体障害者及び乳児を連れた方を含む全ての人が利用可能な「だれでもトイレ」を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度末整備予定 2か所

4-2 外出支援サービスの充実

障害者の外出を支援するため、福祉タクシー券の交付や、ガイドヘルパーによる移動支援の充実を図ります。また、福祉有償運送事業に対し支援していきます。

4-2-3 移動支援

現況（平成17年度末）	目 標															
<p>移動介護の一部が平成18年10月に移行</p>	<p>屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加のためのガイドヘルパー派遣、外出のための支援を行い、障害者等の自立生活及び社会参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 42,126時間 ・利用者数 延1,076人 <p>☆</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>36,006</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>39,006</td> <td>1,016</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>42,126</td> <td>1,076</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>44,232</td> <td>1,108</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	18	36,006	950	19	39,006	1,016	20	42,126	1,076	23	44,232	1,108
年度	利用時間数	利用者数														
18	36,006	950														
19	39,006	1,016														
20	42,126	1,076														
23	44,232	1,108														

4-2-4 福祉有償運送事業*への支援

現況（平成17年度末）	目 標
<p>_____</p>	<p>移動困難な方への外出支援を促進するため、特定非営利活動法人等が道路運送法に基づき実施する福祉有償運送事業の運営費の一部を助成していく。</p>

福祉有償運送事業 道路運送法に基づき国土交通大臣の登録を受けた非営利活動法人等が移動に制約のある方に対して実施する自家用自動車によるボランティア有償運送事業。

4-3 ノーマライゼーションの理念の普及

障害のある人もない人も、共に住み慣れた地域で生活していくためには、障害に対する正しい知識を広め、理解を深めることが必要です。そのために、様々な機会を捉え、意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

4-3-2 心のバリアフリーの推進

現況（平成17年度末）	目 標
_____	様々な機関との連携により、障害者や福祉への理解を深める取組みを進めていきます。とりわけ、子どもときからの障害理解の促進が重要であるため、教育活動全体を通じた人権教育の推進及び総合的な学習の時間等における福祉教育の促進など、学校における取組みの一層の充実を図ります。 また、施設行事などを通じて、交流と社会参加の機会を広げ、相互理解を促進します。

4-3-4 情報のバリアフリーの推進

現況（平成17年度末）	目 標
_____	視覚障害者や聴覚障害者が円滑に情報を利用し意思を伝達できるよう、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。 また、障害者向けのパソコン講習を充実します。

5 社会参加と地域交流の促進

心身に障害のある人が、生きがいを持って生活できるよう、また、スポーツ、経済、文化活動など社会のあらゆる分野への活動に参加できるよう支援します。

また、障害者施設などの地元開放や地域交流事業の充実を図り、障害者と地域住民との交流を促進します。

5-1 学習・スポーツ・文化活動の促進

障害者が学習・スポーツ・文化活動などに親しむことができるよう、障害者のための教養講座の開催や、心身障害者レクリエーション、通所施設の合同運動会などの充実を図ります。

5-2 地域との交流

障害者週間記念行事や施設祭りなどの様々な機会を通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。

5-3 地域の支援

社会福祉法人やボランティア、民間福祉団体などは、地域福祉の主要な担い手として大きな役割を果たしています。このような団体に対して支援していきます。

5-3-1 ボランティア・市民活動センターへの支援

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none">・小中学校への派遣指導 16回実施（必要に応じ実施）・ボランティア講座の実施 手話、点訳、朗読、ボランティア スクール等・NPO等活動との協働、NPO等 活動への支援	<p>福祉教育への支援として、小中学校へのボランティア派遣事業や教員向けの講座等を実施する。</p> <p>また、NPO等のネットワークづくりを支援し、NPO間の協働を促進するため、交流会を開催することをはじめ、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するなどして、より関係性を深めていく。</p> <p>さらに、リーダー研修をNPO等との共催で実施するほか、中間支援組織*としてNPO等との連携、協働を図り、ホームページで、活動状況の情報提供を行うとともに、ボランティア・NPO活動の情報収集、調査研究、活動団体への事業助成等を通じて、支援体制を強固にしていく。</p>

（実施：社会福祉協議会）

中間支援組織 ボランティア・市民活動団体と行政の中間に位置し、ボランティア・市民活動に関する啓発活動、情報収集・情報提供、活動しやすい環境づくり、研修の実施等、ボランティア・市民活動を推進するための支援組織。

5-3-3 ふれあいいきいきサロンへの支援

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン 19か所 ・子育てサロン 6か所 ・障害者（児）サロン 5か所 ・混合型サロン 2か所 	<p>孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等だれもが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広く及ぶことを通じて、地域住民どうしの支え合いによる新たなコミュニティの形成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン 28か所（平成20年度末） ・子育てサロン 9か所（同上） ・障害者（児）サロン 8か所（同上） ・混合型サロン 5か所（同上）

（実施：社会福祉協議会）

5-3-4 住民参加型在宅福祉サービスへの支援（地域福祉の推進1-1-2再掲）

現況（平成17年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス （登録会員） 利用会員 485人 （うち障害者 30人） 協力会員 181人 （利用時間） 家事援助 11,626時間／年 介護援助 10,588時間／年 大掃除等 1,617時間／年 	<p>高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域社会の中において、充実した在宅生活が送れるよう、より一層ニーズに即したサービス提供を行っていく。</p> <p>住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保がもっとも重要となることから、介護保険制度の改正による影響等も踏まえ、協力会員の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用会員 200人増（平成20年度末） ・協力会員 100人増（同上）

（実施：社会福祉協議会）

＝ 資 料 編 ＝

資料1 障害者（児）福祉関係施設一覧（平成18年4月1日現在）

名 称	所在地	電話番号
福祉センター（区立）		
文京福祉センター	音羽1-22-14	3947-4121
知的障害者通所授産施設（区立）		
小石川福祉作業所	小石川3-30-6	3811-1431
大塚福祉作業所	大塚4-50-1	3946-5601
知的障害者通所更生施設		
文京つつじの園（民間）	大塚4-21-8	3943-4300
本郷福祉センター（区立）	本駒込4-35-15 （勤労福祉会館2階）	3823-8091
知的障害者デイサービスセンター（区立）		
動坂福祉会館デイサービスセンター	千駄木4-8-14	3821-1762
心身障害者（児）通所訓練施設（民間）		
文京だるまの家	大塚4-21-8	3943-4300
東京カリタスの家子ども相談室	関口3-16-15 （財）東京カリタスの家内	3943-1726
銀杏の会お茶の水発達センター	湯島1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル1階	3253-1811
畑中こども研究所	湯島4-6-11 湯島ハイタウンA610	3815-0008
ひよこ教室	弥生1-3-12 聖テモテ教会内	090-2320-4277
心身障害者（児）通所授産施設（民間）		
工房わかぎり	春日2-19-3 北原ビル2・3階	3812-3417
障害児者と共に山鳥実習所	本郷4-25-5	3812-3700
心身障害者（児）自立生活訓練施設		
文京藤の木荘（民間）	大塚4-21-8	3943-4300
動坂福祉会館（区立）	千駄木4-8-14	3821-1762
障害者会館（区立）		
障害者会館	春日1-16-21 文京シビックセンター3階	5803-1115

名 称	所在地	電話番号
知的障害者グループホーム（民間）		
ドリームハウスⅢ・Ⅳ	白山 2 - 2 5 - 5	5805-6464
第六みずき寮	西片 1 - 3 - 8	3814-4370
精神障害者共同作業所（民間）		
東京カリタスの家	関口 3 - 1 6 - 1 5	3943-1726
銀杏企画Ⅱ	本郷 4 - 1 - 1 1 東京佃煮会館 2 階	5684-0999
銀杏企画	本郷 5 - 2 5 - 8 香川ビル	5684-0991
エナジーハウス	千駄木 5 - 1 0 - 8	3828-6517
精神障害者小規模通所授産施設（民間）		
銀杏企画三丁目	本郷 3 - 2 9 - 6 カリテス佐々木 2 階	5684-1016
精神障害者地域生活援助（民間）		
ホームいちょう	千駄木 2 - 2 8 - 1 2 F コート千駄木 2 階	3823-6474
精神障害者地域生活支援センター（民間）		
あせび会支援センター	本駒込 6 - 5 - 1 9 ネスト本駒込102	3945-2195

資料 2 障害福祉サービス等の実績と見込量

【実績】

事 項	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	利用者数	利用量 時間等量	利用者数	利用量 時間等量	利用者数	利用量 時間等量
居宅介護	身体介護 (身体・知的)	7,579	392	10,995	450	13,914
	前年度比	—	—	146%	115%	127%
	身体介護 (精神)	76	19	273	81	452
	前年度比	—	—	360%	427%	166%
	家事援助 (身体・知的)	6,068	437	8,075	527	9,701
前年度比	—	—	134%	121%	111%	
家事援助 (精神)	145	35	261	77	367	
前年度比	—	—	181%	220%	141%	
移動介護 (身体介護あり)	7,409	153	9,778	224	9,983	
前年度比	—	—	132%	147%	103%	
日常生活支援	23,681	95	29,786	136	43,914	
前年度比	—	—	126%	144%	148%	
行動支援	0	0	0	0	0	
前年度比	—	—	—	—	—	

【見込】

事 項	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
	利用者数	見込量 時間等量	利用者数	見込量 時間等量	利用者数	見込量 時間等量	利用者数	見込量 時間等量
居宅介護 (1-1-1)	身体介護	15,540	653	16,808	734	17,654	803	18,662
	前年度比	108%	110%	108%	112%	105%	109%	106%
	家事援助	11,469	799	12,989	917	14,143	1,009	15,121
	前年度比	114%	113%	113%	115%	109%	110%	107%
重度訪問介護 (1-1-2)								
重度訪問介護	57,488	243	63,237	267	69,561	275	79,995	
前年度比	107%	48%	110%	110%	110%	103%	115%	
行動支援 (1-1-3)								
行動支援	0	0	756	12	756	12	1,512	
前年度比	—	—	—	—	100%	100%	200%	
重度障害者等包括支援 (1-1-4)								
重度障害者包括支援	0	0	3,120	12	3,120	12	3,120	
前年度比	—	—	—	—	100%	100%	100%	

【実績】

デイサービス									
デイサービス (児童)	2,550	260	2,235	257	2,450	295			
前年度比	—	—	88%	99%	110%	115%			
ホームヘルプ									
移動介護 (身体介護・児童 含む。)	16,032	446	20,525	632	26,864	865			
前年度比	—	—	129%	142%	131%	137%			

【見込】

児童デイサービスの充 実 (3-2-4)									
児童デイサービスの 充実	2,480	310	2,576	322	2,656	332	2,736	342	
前年度比	101%	105%	104%	104%	103%	103%	103%	103%	
移動支援 (4-2-3)									
移動支援	36,006	950	39,006	1,016	42,126	1,076	44,232	1,108	
前年度比	134%	110%	108%	107%	108%	106%	105%	103%	

資料3 計画改定の検討体制・経過

1 検討体制

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日8文福福発第504号制定

平成10年5月15日10文福福発第340号改正

平成12年5月12日12文福福発第204号改正

平成18年3月9日17文福福第1183号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福発第1188号）第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 17人以内
- (3) 公募区民 6人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。
(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聞くことができる。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

平成18年度文京区地域福祉推進協議会・委員名簿

	役 職	氏 名	団 体 名 等
1	会 長	高 橋 重 宏	東洋大学社会学部教授
2	副会長	高 山 直 樹	東洋大学社会学部教授
3	委 員	浅 野 芳 雄	小石川医師会
4	〃	飯 田 晃	文京区医師会
5	〃	高 橋 義 一	小石川歯科医師会
6	〃	松 岡 隆 司	文京区歯科医師会
7	〃	一 瀬 信 介	文京区薬剤師会
8	〃	菅 沼 利 雄	文京区町会連合会
9	〃	岩 井 久 子	文京区社会福祉協議会
10	〃	依 田 理恵子	三療音訳会（ボランティアグループ）
11	〃	山 田 須 賀	文京区民生委員・児童委員協議会
12	〃	上 野 博	文京区心身障害福祉団体連合会
13	〃	中 村 文 枝	文京区高齢者クラブ連合会
14	〃	佐 藤 良 文	文京区私立幼稚園連合会
15	〃	井 口 桂 子	文京区女性団体連絡会
16	〃	野 田 志づ子	文京区話し合い員連絡協議会
17	〃	小 林 正 幸	湯島高齢者在宅サービスセンター
18	〃	神 田 基 史	筑波大学附属大塚養護学校
19	〃	安 達 勇 二	あせび会支援センター
20	〃	阿 部 圭 宏	区 民
21	〃	江 口 雄 一	区 民
22	〃	五位 洵 真 美	区 民
23	〃	大 門 勝	区 民
24	〃	中 村 雄 介	区 民
25	〃	山 崎 修 道	区 民

(2) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成7年2月20日6文福福発第1188号制定
平成11年5月10日11文福福発第336号改正
平成12年5月12日12文福福発第204号改正
平成13年6月15日13文福福第314号改正
平成16年4月16日16文福福第65号改正
平成18年3月27日17文福福第1255号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉計画その他福祉に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。

3 副本部長は、助役、収入役及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、助役、収入役、教育長の順とする。

4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、助役、収入役及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を推進本部に報告する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。

5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長、介護保険部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、介護保険部長、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

平成18年度 文京区地域福祉推進本部・委員名簿

	役 職	氏 名	職 名
1	本部長	煙 山 力	区長
2	副本部長	関 賢 二	助役
3	副本部長	中 村 満 吉	収入役
4	副本部長	宮 下 眞	教育長
5	本部員	鈴 木 克 己	企画政策部長
6	〃	小 祝 英 二	総務部長
7	〃	菅 浩 二	区民部長
8	〃	浦 新一郎	福祉部長
9	〃	大 角 保 廣	男女協働子育て支援部長
10	〃	齋 藤 啓 子	介護保険部長
11	〃	大 黒 寛	保健衛生部長
12	〃	川 北 喜 美 雄	都市計画部長
13	〃	松 田 照 雄	土木部長
14	〃	太 田 久 仁 宣	資源環境部長
15	〃	奥 山 勇 五 郎	施設管理部長
16	〃	小 松 壽 博	副収入役
17	〃	佐 藤 一 夫	教育推進部長
18	〃	進 藤 英 雄	監査委員事務局長
19	〃	根 岸 創 造	区議会事務局長
20	〃	徳 田 隆	企画政策部企画課長
21	〃	田 中 芳 夫	企画政策部財政課長
22	〃	齊 藤 繁 夫	企画政策部広報課長
23	〃	瀧 康 弘	総務部総務課長
24	〃	山 本 育 男	総務部職員課長

平成18年度 文京区地域福祉推進本部幹事会・委員名簿

	役 職	氏 名	職 名
1	幹事長	浦 新一郎	福祉部長
2	副幹事長	齋 藤 啓 子	介護保険部長
3	〃	大 角 保 廣	男女協働子育て支援部長
4	〃	大 黒 寛	保健衛生部長
5	幹 事	徳 田 隆	企画政策部企画課長
6	〃	竹 澤 正 美	福祉部福祉課長
7	〃	江 口 進	福祉部障害者福祉課長
8	〃	柳 下 幸 一	福祉部保護課長 平成18年7月1日から
		(久 住 智 治)	〃 (平成18年6月30日まで)
9	〃	須 藤 直 子	福祉部福祉センター所長
10	〃	田 貝 好 夫	男女協働子育て支援部子育て支援課長
11	〃	畑 山 二 男	男女協働子育て支援部児童青少年課長
12	〃	久 住 智 治	男女協働子育て支援部保育課長 平成18年7月1日から
		(中 西 宏 行)	〃 (平成18年6月30日まで)
13	〃	上 野 晶 子	男女協働子育て支援部男女協働・特命担当課長
14	〃	藤 田 恵 子	介護保険部介護保険課長
15	〃	八 木 茂	介護保険部高齢者福祉課長
16	〃	佐々木 治	保健衛生部生活衛生課長
17	〃	石 原 美千代	保健衛生部保健予防課長
18	〃	佐 藤 正 子	教育推進部学務課長

障害者（児）専門部会・委員名簿

	役 職	氏 名	職 名
1	部会長	江 口 進	福祉部障害者福祉課長
2	委 員	小野澤 勝 美	区民部アカデミー推進課長
3	〃	竹 澤 正 美	福祉部福祉課長
4	〃	須 藤 直 子	福祉部福祉センター所長
5	〃	田 貝 好 夫	男女協働子育て支援部子育て支援課長
6	〃	畑 山 二 男	男女協働子育て支援部児童青少年課長
7	〃	久 住 智 治	男女協働子育て支援部保育課長 平成18年7月1日から
		(中 西 宏 行)	〃 (平成18年6月30日まで)
8	〃	佐々木 治	保健衛生部生活衛生課長
9	〃	石 原 美千代	保健衛生部保健予防課長
10	〃	高 里 紀 子	保健衛生部小石川保健サービスセンター所長
11	〃	佐 藤 壽志子	保健衛生部本郷保健サービスセンター所長
12	〃	吉 田 雄 大	都市計画部住宅課長 平成18年7月16日から
		(安 田 幸 致)	〃 (平成18年7月15日まで)
13	〃	吉 岡 利 行	土木部道路課長
14	〃	篠 原 あや子	土木部みどり公園課長
15	〃	佐 藤 正 子	教育推進部学務課長
16	〃	徳 満 哲 夫	教育推進部教育指導担当課
17	〃	佐 藤 直 樹	社会福祉協議会事務局次長

事務局：福祉部障害者福祉課

2 検討経過

(1) 地域福祉推進協議会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成18年5月15日（月）	・地域福祉計画の進捗状況について ・障害者計画の改定について
第2回	平成18年7月31日（月）	・計画の改定に当たって ・現状と課題 ・目標・基本的考え方及び体系図（案）
第3回	平成18年10月31日（水）	・障害者計画中間のまとめについて ・障害者計画に対する障害者団体等の意見聴取について ・障害者自立支援法のサービスについて
第4回	平成19年1月31日（水）	・障害者計画（案）について
第5回	平成19年3月27日（火）	・障害者計画の確定について

(2) 地域福祉推進本部

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成18年5月11日（木）	・地域福祉計画の進捗状況について ・障害者計画の改定について
第2回	平成18年7月19日（水）	・計画の改定に当たって ・現状と課題 ・目標・基本的考え方及び体系図（案）
第3回	平成18年10月18日（水）	・障害者計画の中間のまとめについて ・障害者計画に対する障害者団体等の意見聴取について
第4回	平成19年1月17日（水）	・障害者計画（案）について
第5回	平成19年3月13日（火）	・障害者計画の確定について

(3) 地域福祉推進本部幹事会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成18年4月27日（水）	・地域福祉計画の進捗状況について ・障害者計画の改定について
第2回	平成18年7月12日（水）	・計画の改定に当たって ・現状と課題 ・目標・基本的考え方及び体系図（案）
第3回	平成18年10月4日（水）	・障害者計画中間のまとめについて
第4回	平成18年10月13日（金）	・障害者計画中間のまとめについて
第5回	平成19年1月9日（火）	・障害者計画（案）について
第6回	平成19年3月7日（水）	・障害者計画の確定について

(4) 地域福祉推進本部幹事会障害者（児）専門部会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成18年4月12日（水）	・障害者計画改定について ・障害者（児）実態・意向調査について
第2回	平成18年4月18日（火）	・障害者（児）の現状と課題について
第3回	平成18年5月31日（水）	・障害者（児）の現状と課題について
第4回	平成18年6月21日（水）	・障害者（児）の現状と課題について
第5回	平成18年8月2日（水）	・計画事業について
第6回	平成18年9月4日（月）	・計画事業について
第7回	平成18年9月28日（木）	・中間のまとめについて
第8回	平成18年12月19日（火）	・障害者計画（案）について ・中間のまとめに係る区民意見に対する区の考え方について

3 意見交換会・区民説明会

(1) 障害者団体等との意見交換会 開催状況

開催年月日（曜日）	参加団体等	参加人数
平成18年8月7日（月）	山鳥実習所、工房わかぎり	8人
平成18年8月7日（月）	あせび会支援センター、エナジーハウス、銀杏企画、銀杏企画Ⅱ、東京カリタスの家みんなの部屋、銀杏企画三丁目、ホームいちょう、文京区家族会	15人
平成18年8月8日（火）	失語症友の会、心障学級連絡会、スタジオ I L 文京	3人
平成18年8月8日（火）	小石川福祉作業所保護者会	18人
平成18年8月9日（水）	本郷福祉センター保護者会	18人
平成18年8月10日（木）	大塚福祉作業所保護者会	31人
平成18年8月11日（金）	知的障害者団体	31人
平成18年8月17日（木）	文京区心身障害福祉団体連合会	24人
平成18年8月22日（火）	太陽福祉協会、佑啓会、ドリームヴィ、文京槐の会、工房わかぎり	8人
平成18年8月22日（火）	児童デイサービス利用者の保護者	3人
平成18年8月23日（水）	児童デイサービス利用者の保護者	6人
平成18年8月25日（金）	児童デイサービス利用者の保護者	8人
平成18年8月25日（金）	あせび会支援センター、エナジーハウス、銀杏企画、銀杏企画Ⅱ、東京カリタスの家みんなの部屋、銀杏企画三丁目、ホームいちょう、文京区家族会	11人
平成18年8月28日（月）	身体障害者デイサービス利用者の保護者	9人
平成18年8月30日（水）	文京槐の会の利用者の保護者（つつじ、動坂デイサービスセンター）	23人
計		216人

(2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業区民説明会

開催年月日（曜日）	時 間	会 場	参加人数
平成18年8月27日（日）	10：00～12：00	区民センター	130人
平成18年8月27日（日）	13：30～15：50	区民センター	94人
平成18年8月29日（火）	18：30～20：00	シルバーホール	97人
平成18年8月31日（木）	10：00～12：00	シルバーホール	146人
計			467人

(3) 障害者計画「中間のまとめ」区民説明会 開催状況

開催年月日（曜日）	時 間	会 場	参加人数
平成18年11月19日（日）	14：00～16：00	アカデミー文京	11人
平成18年11月21日（火）	10：00～12：00	本駒込交流館	12人
平成18年11月22日（水）	19：00～21：00	アカデミー茗台	11人
計			34人

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画
障 害 者 計 画
平成 18 年度～平成 20 年度

平成 19 年（2007 年）3 月発行

発行 文京区

編集 福祉部障害者福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03 (3812) 7111 代表

<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 F0306018

有償頒布価格 300 円